

第一百九條

四年以下の懲役又は禁錮に處せられるのであります。これらの行爲を多衆聚合して爲した場合には、首魁は一年以上七年以下の懲役又は禁錮、他人を指揮し又は他人に率先して勢を助けたる者は、六月以上五年以下の懲役又は禁錮、附和隨行したる者は百圓以下の罰金又は料料といふ様に、區別されて處罰されます。若しそれが暴行脅迫その他に及ばないても、これらの罪を犯す爲め多衆聚合して、當該公務員から解散の命を受けること三回以上に及んでもなほ解散しないときには、多衆聚合したといふだけで、首魁は二年以下の禁錮其の他は百圓以下の罰金又は料料に處せられるのであります。これらは憲政施行の當初、明治二十年代の社會狀勢と、選舉權者が少數に限られてゐた時代には、必要の規定であつたかも知れませんが、今日に於ては殆ど適用のない罰則といつてよいであります。

第二百條

尙ほ此の程度に至らないでも、選舉に關し多衆集合し、若は隊伍を組みて往來し、又は煙火、松明の類を用ゐ、若は鐘鼓喇叭の類を鳴らし、旗幟其の他の標章を用ふる等氣勢を張るの行爲を爲し、警察官吏の制止

同條第二項

氣勢を張る行爲

第二百二十四條

兇器携帯

第二百一一條

第二百二條

第二百三條

投票所の閉鎖
第二十三條

令第十五條
第三十二條

を受くるも仍其の命に従はざる者は、六月以下の禁錮又は三百圓以下の罰金に處せられますし、それでなくても、選舉に關し、銃砲、刀劍、棍棒其の他人を殺傷するに足るべき物件を携帯したる者は、二年以下の禁錮又は千圓以下の罰金に處せられ、これらの物件を携帯して投票所に入りたる者は、三年以下の禁錮又は二千圓以下の罰金に處せられます。此の場合警察官吏又は憲兵は、必要と認めれば、これらの物件を領置することを得ますし、其の携帯したる物件を沒收します。これらは凡て選舉を平穩に行はせ、投票を自由ならしむる爲であります。選舉運動妨害の爲めにも行はれませうが投票の當日行はれることが多いであります。投票所は午前七時に開き午後六時に閉ぢます。投票所を開いたらば、投票管理者は選舉人に投票を爲さしむるに先ち、投票所に參會したる選舉人の面前に於て、投票函を開き、其の空虚なることを示したる後、内蓋を鎖すのであります。又投票所を閉づべき時刻に至りたる時は、投票管理者は其の旨を告げて、投票所の入口を鎖し、投票所に在る選舉人の投票結了するを待ちて、投票函を閉鎖するのであります。投票函閉鎖

投票函投票録の送致

令第二十二條
第三十四條
第三十五條

後は投票を爲すことを得ないのは勿論であります。
投票を終りたるときは、投票管理者は投票函の内蓋の投票口、及外蓋を鎖し、其の内蓋の鑰は投票函を送致すべき投票立會人之を保管し、外蓋の鑰は投票管理者之を保管します。又投票管理者は、投票録を作り、投票に關する頭末を記載し、投票立會人と共に之に署名します。而してこれらの投票函、投票録は選舉人名簿を副へて、町村の投票區に於ては投票の翌日迄に、市の投票區に於ては投票の當日、開票管理者に送致されるのであります。

投票日の繰上げ

第三十六條

鳥嶼その他交通不便の地にして、投票の翌日迄に開票管理者に、投票函を送致すること能はざる情況にありと認めれば、地方長官は適宜に其の投票の期日を定めて、開票の期日迄に、其の投票函、投票録及選舉人名簿を送致せしむることを得ます。

再投票

天災其の他避くべからざる事故に因り投票を行ふことを得ないとき、又は一旦投票を行つたのに天災その他により更に投票を行ふ必要あるときは、投票管理者は選舉長を経て地方長官にその旨を届出でなければな

第三十七條

第十七條第
三項第四項
規則第二條
第五十六條
第六十五條

りません。此の場合に於ては地方長官は更に期日を定めて投票を行はせるのであります。其の期日は投票管理者に於て、少くも五日前に之を告示しなければなりません。天災は出水、火災、事變といふのは投票函を送致の途中に破壊奪取された場合などがそれです。これは必しも投票區全部に付てなく区内の一部と投票所の間が出水の爲め交通途絶したやうな場合も含むのです。又例へば火災の爲投票所が焼けてもして、選舉人名簿を喪つた場合には、更に名簿を調製しなければなりません。名簿の調製及その期日、縦覧確定に關する期間等は、地方長官に於て之を定め、豫め告示するのですから、この再投票の期日は相當先になるわけであります。投票は無事に済んで開票の時に天災事故が起つて開票を行ひ得ず、又は開票の後に選舉會を開き得なかつた時も、地方長官に届出で、更めてその期日を定めなければなりません。この場合は五日前でなくても、豫め告示すればよいのであります。

第十五講 不在者投票

船員の投票——不在投票制度——勅令に譲つた理由——外國の立法例——
 短期不在と長期不在——不在投票事由——日本船舶の船員、従業者——長
 期不在者の手續——特別投票管理者——特別投票證明者——特別投票證明
 書——特別投票の送致——立會人——不在投票の中止——點字による不在
 投票

船員の投票

投票は選舉の當日選舉人自ら投票所に到りてすることが原則でありま
 すが、例へば船員の如く年中方々に航行してゐて住所を有する投票區に
 於て不在の者は、選舉權があつても名ばかりで實際には之を行使するこ
 とが出来ないことが、永い間問題になつてゐたのであります。船員の棄
 權率は一般の選舉人に比して五六倍に上るといふことは、決して船員が
 選舉投票に不熱心な爲ではなくて、事實上不可能だつたのであります。
 普通選舉制が布かれ、全國各種の職業者に選舉權が普及し、選舉權を有

不在投票制度 第三十三條

勅令に譲つた理 由

する船員の數も多くなつて來ると共に、この問題は一層解決を必要とす
 るに至り、それと共に船員と類似の事情に在る鐵道従事員とか漁業者と
 いふ様なものも含めて、正當な事由があつて選舉の當日投票所に到り投
 票出来ないことを證する者は、勅令によつて特別投票を認めることにな
 つたのであります。これが所謂不在投票であります。

この不在投票の事由と方法の凡てを選舉法に定めなくて、勅令に譲つ
 たのは、産業の事情や交通機關の關係、又社會制度や社會思想の發達變
 遷に伴つて、改正すべきことを期待しての事でありまして、現に今回の
 改正でも、これが事由を擴張し、それと共に不在投票の方法にも變更を
 加へたのであります。改正施行令に依つて不在投票の事由としたのは、
 船舶乗組員と、鐵道列車に乗務中の者と、召集中の陸海軍人と、選舉事
 務關係との外、職業關係から投票區外に引續き十日以上ある者と、選舉
 人名簿調製期日後投票區外に移住した者であります。

廣く一般に如何なる事由によるかを問はず、選舉の當日自ら投票所に
 到り投票出来ない者には、不在投票を認めるといふ立法例も外國にはあ

外國の立法例

るのでありますが、餘り廣い範圍に認めては、或はその例外的方法が多くなつて、選舉管理の手續が複雑になり、混亂し、惹いては選舉の嚴正をも破る虞れがあつてはならぬといふ懸念から、この程度に止めたのでありませう。この事は不在投票の方法にも關係するのであつて、廣き範圍の選舉人に關して不在投票を認めるドイツの如きは、選舉人たることの證明書を所持する者は、國內何れの投票所で投票してもよいので、濠洲の方法は、選舉人が一定の審問、陳述、又は宣誓をすれば、どの投票所でも投票が出来、その投票は本人の住所地の投票所に送られるのであります。

我國の不在投票の方法は、二つに大別されてゐるのであります。鐵道乗務員とか選舉關係の人々の如く短期不在によるものは、選舉の期日前十日から選舉の期日の前日迄に、自分の屬する投票區の投票管理者から投票用紙と投票用封筒を貰つて、其の投票管理者の管理する投票記載の場所に於て投票するのであつて、海洋航行の船舶乗務者や、召集中の軍人の如き長期不在によるものは、選舉の期日が公布又は告示ありたる

短期不在と長期不在

日から選舉の期日の前日迄に、自分の屬する投票區の投票管理者から、投票用紙と投票用封筒を貰つたらば、直にその投票管理者の管理する投票記載の場所で投票してもよし、これを選舉の期日迄に特別投票管理者の管理する投票記載の場所に於て投票してもよいのであります。特別投票管理者といふのは、其の乗務する船舶の船長や、所屬の艦船の長などであつて、不在事由の異なる毎に投票手續も異なりますから、各々場合を分けて説明しませう。

不在投票事由

令第二十六
條第一號

- 不在投票事由は八つあります。これを法文通りに掲げますと、
- 一、湖川、港灣ノミヲ航行スル船舶、總噸數二十噸未滿又ハ積石數二百石未滿ノ船舶及端舟其ノ他ノ櫓權ノミヲ以テ運轉シ又ハ主トシテ櫓權ヲ以テ運轉スル舟ヲ除クノ外日本船舶（内地以外ニ船籍港ヲ定ムルモノヲ含ム以下之ニ同シ）ノ船員又ハ其ノ船舶ニ乗務スルノ常況ニ在ル者船内從業中ナルヘキコト
 - 二、前號ノ船舶ヲ除クノ外日本船舶ニシテ總噸數五噸以上、又ハ積石數五十石以上ノモノ、船員又ハ其ノ船舶ニ乗務スルノ常況ニ在ル者船内從業中ナルヘキコト

同條第二號

日本船舶の船員、従業者

一讀しても諒解し難いのでありますが、一號に掲げたものは、海洋を航行する總噸數二十噸以上積石數二百石以上の日本船舶の船員であるか、船員でなくとも其の船舶に乗務するの常況に在る者が、その時に上陸中でなく、現に船内で従業中なるときは不在投票が出来るといふ意味であり、第二號は外海に航行しないで湖川、港灣のみを航行する船舶及總噸數二十噸未満、五噸以上又は積石數二百石未満五十石以上の船舶及端舟其の他櫓權のみを以て運轉し、又は帆や發動機をつけてゐても主として櫓權を以て運轉する舟即ち主として小船舶の船員等が船内に従業中なるべきときは、不在投票の事由として認められるのであります。

- 鐵道乗務員
令第二十六條第三號
- 選舉關係者
令第二十六條第四號
- 陸海軍人
令第二十六條第五號
- 海軍々屬
令第二十六條第六號

- 三、鐵道列車ニ乗務スルノ常況ニ在ル鐵道係員、郵便取扱員其ノ他ノ者鐵道列車ニ乗務中ナルヘキコト
- 四、選舉事務、投票所監視、選舉取締其ノ他選舉ニ關係アル職務ニ従事スル者其ノ投票區域外ニ於テ職務ニ従事中ナルヘキコト
- 五、陸海軍軍人演習召集中又ハ教育召集中ナルヘキコト
- 六、艦船乗員タル軍屬海上勤務中ナルヘキコト

出稼者
令第二十六條第七號

移轉者
令第二十六條第八號

長期不在者の手續

令第二十七條

現役軍人は選舉權が無いのですが、現役以外の陸海軍々人が演習召集中又教育召集中で、選舉の當日投票所に到り投票が出来ないときは不在者投票を認めるのであります。艦船乗員たる軍人は選舉權がありませんが軍屬には不在投票の途を開いたのであります。

- 七、引續キ十日以上其ノ屬スル投票區所在ノ郡市外ニ於テ職務又ハ業務ニ従事スルヲ例トスル者其ノ屬スル投票區所在ノ郡市外ニ於テ職務又ハ業務ニ従事中ナルベキコト
- 八、選舉人名簿調製期日後其ノ屬スル投票區所在ノ郡市外ニ住居ヲ移シタル者其ノ屬スル投票區所在ノ郡市外ニ於テ職務又ハ業務ニ従事中ナルベキコト

この第一號と第五號乃至第八號の事由によるものと、第二號乃至第四號の事由によるものとが、二つに大別されて、その不在投票手續を異にしてゐるのであります。即ちその前者は長期不在を事由とするものであつて、その手續は、選舉の期日の公布又は告示ありたる日から選舉の期日迄に、自ら其の屬する投票區の投票管理者に就き、又は之に對し郵便を以て、不在者事由の證明書を付して、投票用紙及投票用封筒の交付を

請求すると、投票管理者は、直に其の選挙に用ふべき選挙人名簿に對照して、當該選挙人が勅令に掲ぐる事由の一に因り、選挙の當日自ら投票所に到り投票を爲し能はずと認むるときは、投票用紙及投票用封筒を、本人が投票管理者の所に來た場合は直に選挙人に直接に交付し、郵便で請求して來た時は郵便を以て發送するのであります。

かくして選挙人が投票用紙と投票用封筒を交付されたらば、選挙の期日迄に、其の投票用紙及投票用封筒を、特別投票管理者に提示し、點檢を受け、當該管理者の管理する投票記載の場所に於て、自ら投票用紙に被選挙人一人の氏名を記載し、之を投票用封筒に入れ封緘し、投票用封筒の表面に其の氏名を記載し、直に之を當該管理者に提出するのであります。特別投票管理者といふのは、選挙人の屬する投票區の投票管理者の外、第一號に掲ぐる事由に關するときは其の乗務する船舶の船長、第五號に掲ぐる事由に關するときは、其の所屬の部隊若は陸上海軍各部の所在地の投票管理者又は所屬の艦船の長、第六號の場合は其の所屬の艦船の長、第七號の場合は其の現に職務若は業務に従事する地の投票管理

令第二十九條

特別投票管理者

者、第八號の場合は、其の現に住居を有する地の投票管理者であります。短期不在の特別投票管理者は、選挙人の屬する投票區の投票管理者だけであります。選挙人の屬する投票區の投票管理者が特別投票管理者となるのは、凡ての場合に通ずるのでありますが、これは長期不在の場合も、選挙期日の公布又は告示のあつたときにその地にゐたならば、不在事由を申し出て投票用紙を貰つたら、すぐにその投票管理者の手許で投票すればよいからであります。

不在投票を爲さんとする者が、投票用紙を請求する場合には、不在投票事由、即ち選挙の當日自ら投票所に到り投票し得ざる事由を證する證明書を提出しなければならぬので、この證明は何人がするかは、各號の事由によつて異ります。

特別投票證明者

令第二十八條

- 一、船員ニ在リテハ管海官廳(管海官廳ニ準スヘキモノヲ含ム)領事官又ハ船長(船長ノ職務ヲ行フ者ヲ含ム以下之ニ同シ)其ノ他ノ者ニ在リテハ各所屬ノ官署ノ長又ハ其ノ業務主
- 二、各所屬ノ官署ノ長又ハ其ノ者ノ業務主

大正十五年陸軍省令第一號
大正十五年海軍省令第一號

三、鐵道係員ニ在リテハ各所屬ノ事掌所主任機關庫主任電車庫主任（地方鐵道ニ在リテハ各之ニ該當スル者）郵便取扱員ニ在リテハ各所屬ノ郵便局長其ノ他ノ者ニ在リテハ各所屬ノ官署ノ長又ハ其ノ業務主

四、各所屬ノ官公署ノ長

五、其ノ者ノ所屬ノ部隊若ハ陸上海軍各部ノ長又ハ所屬ノ艦船ノ長

これは陸軍では、「當該聯隊長又ハ獨立隊長（分屯スル歩兵大隊ノ長ヲ含ム）」とし、海軍では「勅令又ハ軍令ヲ以テ各別ニ設置セラレタル部隊、官衙及學校」並に次のものを指定してゐます。

海軍機關學校練習科、海軍技術研究所出張所、海軍火藥廠爆藥部、海軍燃料廠採炭部、海軍燃料廠平壤鑛業部、海軍軍需支部、海軍建築部出張所、横須賀海兵團練習部、佐世保海軍航空隊廣分遣隊、東京海軍無線電信所船橋送信所。

選舉ノ期日ガ召集期間中ナル場合ニ於テ選舉人自ラ其ノ屬スル投票區ノ投票管理者ニ就キ請求ヲ爲スベキニ限リ召集令狀ノ提示ヲ以テ證明書ノ提出ニ代フルコトヲ得

六、其ノ者ノ所屬ノ艦船ノ長

令第二十八條第一項

令第二十八條第二項
令第二十八條第三項

特別投票者證明書

令第二十七條第二項

七、各所屬ノ官公署若ハ議會ノ長又ハ其ノ者ノ業務主

八、住居ヲ移シタル者ナルコトニ付テハ其ノ者ガ現ニ住居ヲ有スル地ノ市町村長、職務又ハ業務ニ從事中ナルニ因リ選舉ノ當日自ラ投票所ニ到リ投票ヲ爲シ能ハサルヘキコトニ付テハ各所屬ノ官公署若ハ議會ノ長又ハ其ノ者ノ業務主

これらの證明者は、その證明書の交付の請求を受けた場合には、該當事項ありと認むるときは直に證明書を交付しなければなりません。即ちその人に選舉權が無いと思つても、苟も不在事由があるならば、それについて證明書を交付しなければならぬのです。又選舉人が正當の事由に因り、證明書を提出すること能はざるときは、その旨を投票管理者に疏明しなければなりません。

第七號第八號の事由の不在者が、其の屬する投票區以外に於て投票せんとする場合は、投票用紙等の交付を請求すると同時に、其の旨を其の屬する投票區の投票管理者に申立てなければなりません。そうすると投票管理者は、當該選舉人の氏名、選舉人名簿調製期日に於ける住居及生

令第二十九
條第二項

年月日並に其の職務若は業務、及其の職務若は業務に従事中なるべき地等を記載したる特別投票者證明書を作製し、之を封筒に入れ封緘し、封筒の表面に特別投票者證明書在中の旨を表示し、其の裏面に署名捺印し之を投票用紙等と共に選舉人に交付し又は發送しますから、これを特別投票管理者に提出します。特別投票管理者は直に其の封筒を開披し、之を調査したる上投票させるのであります。投票するには他の長期不在事由による選舉人と同様に、投票用紙及投票用封筒の點檢を受け、特別管理者の管理する投票記載の場所に於て自ら投票用紙に被選舉人一人の氏名を記載し、之を投票用封筒に入れ封緘し、投票用封筒の表面に其の氏名を記載し、直に之を當該管理者に提出するのであります。

令第三十一
條第二項特別投票の送致
令第三十二條

特別投票管理者がこれを受領したときは、投票用封筒の裏面に、投票の年月日及場所を記載し、立會人と共に之を署名し、その特別投票管理者が、選舉人の屬する投票區の投票管理者ならば、其の投票を其の儘保管して、選舉の當日普通投票と一しよに、開票所に送りますし、それ以外の者なるときは、更に其の投票を他の封筒に入れ封緘し、其の表面に

令第三十二條

投票在中の旨を明記し、其の裏面に署名捺印し、之を選舉人の屬する投票區の投票管理者に送致するのであります。投票管理者は投票所を閉づべき時刻迄に、送致を受けた投票は、送致に用ひられた封筒を開披し、投票は其の儘之を保管して、投票立會人の意見を聴き、特別投票管理者として保管してゐる投票と共に、其の受理如何を決定します。そして受理すべしと決定された投票は、投票管理者に於て直に之を投票函に投函し、受理すべからずと決定された投票は、投票管理者に於て更に之を投票用封筒に入れ假に封緘を施し、其の表面に不受理の決定ありたる旨を記載して之を投函します。この不受理の決定ありたる投票は、開票管理者が先づその投票を調査し、開票立會人の意見を聴き其の受理如何を決定するのです。

令第三十四條

投票管理者が、投票所を閉づべき時刻後にこれらの投票の送致を受けたときは、送致に用ひられたる封筒を開披し、投票用封筒の裏面に受領の年月日時を記載し、之を開票管理者に送致します。

令第三十六條

投票用紙及投票用封筒を交付したる後、投票區に異動ありたるに因り、

投票管理者の管理に係る投票區に屬することなきに至りたる選舉人の投票は、投票管理者に於て、直に之を新に選舉人の屬する投票區の投票管理者に送致するのです。

令第三十二條第四項
立會人

特別投票管理者は、各關係市町村吏員、船員若は海軍々人又は之に準ずべき者をして投票に立會はせなければなりません。投票記載の場所は選舉人の投票を覗ひ又は投票の交換其の他不正の手段を用ふること能はざらしむる様相當の設備を爲すべく、投票管理者は不在投票手續に關する願末書を作成し之に署名し投票録に添附しなければなりません。

令第三十三條

不在投票の中止

令第三十五條

選舉當日不在のつもりで、その手續をした者が、船が豫定より早くついたりとか、用事が早く済んで豫定より早く帰宅して不在投票の必要なきに至れば、選舉の當日自ら投票所に到り、普通の投票をしてもいゝのですが、その時には不在投票者として交付を受けた投票用紙及投票用封筒は、選舉の當日投票所に於て之を使用することを得ません。これらの投票用紙及封筒を投票管理者に返還し、改めて投票用紙の交付を受け、それによつて投票するのであります。又第七號第八號の不在事由に依る者

令第三十五條第二項
點字に依る不在投票

令第二十七條第四項
令第二十九條第三項
令第三十四條第二項、第三項、第四項、

第四十九條

が、其の屬する投票區に於て投票を爲さんとする場合には、特別投票者證明書を、投票管理者又は特別投票管理者に返さなければなりません。點字に依り投票を爲さむとする不在選舉人は、投票用紙及投票用封筒の交付を請求すると同時に、投票管理者に其の旨を申立てれば、投票管理者は、點字投票なる旨の印を押捺した投票用紙を交付し又は發送します。この點字投票なる旨の印を押捺した投票用紙を用ひた投票に付、投票立會人の意見を聴き投票管理者が拒否の決定をし、拒否の決定を受けない投票は、投票管理者に於て直に之を投函し、拒否の決定を受けた投票は、投票管理者に於て更に之を其の投票用封筒に入れ、假に封緘を施し、其の表面に拒否の決定ありたる旨を記載して之を投函します。この拒否の決定ありたる投票は、開票管理者は、投票の總數と投票人の總數との計算が終つたらば、先づこれを調査し、開票立會人の意見を聴き、其の受理如何を決定するのです。

第十六講 開票と當選

開票の期日——開票所と管理者——特別の場合——代理者と立會人——選舉人の參觀——開票所の取締——投票の點檢——假投票の受理——投票の有効無効——無効投票——投票等の保存——開票の報告——選舉會——選舉長——選舉長の代理者——選舉立會人——選舉會場の取締——選舉錄——選舉會を開く場合——當選人——法定當選點——當選の告知——當選の承諾——選舉長の報告——當選證書

第一節 開票

投票函は投票の當日或は翌日迄に、投票管理者から開函管理者に送致されますから、開票管理者は總ての投票函の送致を受けたる日の翌日、投票の日からいへば、翌日或は翌々日に、開票所に於て、開票立會人立會の上、投票函を開き、投票の總數と投票人の總數とを計算するのであります。但し場合に依り總ての投票函の送致を受けた日に、其の手續を

開票の期日
第三十五條

第四十八條

開票所と管理者
第四十六條
第四十四條
第四十五條

特別の場合
第三條第二項

令第三十七條

令第三十七條ノ二
令第三十七條ノ七
令第三十七條ノ七
令第三十七條ノ七

行つても差支ありません。開票の日時は、場所と共に、豫め開票管理者が告示しなければなりません。開票管理者には支廳長、市長が爲り、開票所は支廳や市役所に設けるのが普通であります。開票區は郡市の區域に依るのでありますから、支廳のない郡の區域では、開票管理者には地方長官の指定したる官吏がなり開票所は開票管理者の指定した場所に設けるのであります。

地方長官が特別の事情ありと認むるときは、郡市の區域を分ちて數開票區を設け、又は數郡市の區域を合せて一開票區を設けることがあるのですが、これらの場合中、郡市の區域を分ちて數開票區を設けたる場合に於ては、各開票區に於ける開票管理者は、地方長官に於て、官吏又は吏員の中に就き之を定めますし、數郡市の區域を合せて一開票區を設けた場合に於ては、開票管理者は、地方長官に於て官吏又は關係市長の中に就き之を定めます。支廳長の管轄區域又は市の區域を分ちて數開票區を設けたる場合に於ては、開票管理者の内一人は支廳長又は市長を以て之に充てなければなりません。

代理者と立會人

地方長官は必要ありと認むるときは、官吏又は吏員の中に就き、開票管理者及其の代理者故障あるとき之に代理すべき者を、豫め定むることを得ることは、投票管理者の場合と同じであります。又開票立會人は議員候補者が、文書を以て本人の承諾書を添附して届出することも投票立會人と同じであります。

選挙人の參觀

第五十條

選挙人は其の開票所に就き開票の參觀を求むることを得ます。これは開票手續の公開によりその公明を期するので、相當数の選挙人を參觀せしむるに足る設備をすれば足り、全部の選挙人を參觀せしむるには及びません。開票所の取締に付ては投票所の取締規定を準用してゐますが、開票所に參觀を許された選挙人が、演説討論を爲し若は喧騒に涉り秩序を紊るときは、投票管理者は之を制止し命に従はざるときは開票所外に退出せしむべく、必要あらば警察官吏の處分を請求することを得ます。

開票所の取締

第五十七條
第四十條乃至
第四十二條

投票の點檢

第四十九條
第二項
第三十九條
令第三十九條

開票管理者は開票立會人と共に、市町村其の他地方長官の定むる區域毎に投票を點檢するのでありますが、投票を點檢するときは、開票事務に従事する者二人が、各別に同一議員候補者の得票數を計算して、誤算

令第四十條

なきを期します。この計算終りたるときは、開票管理者は市町村其他地方長官の定むる區域毎に、各議員候補者の得票數を朗讀し、終りに各議員候補者の得票總數を朗讀するのであります。従前は投票區毎に投票を點檢したのでありますが、なるべく選挙人の便利の爲めに投票區を小さくして、市町村を分ちて數投票區を設ける様になると、投票の祕密が保てぬ虞れがあり、投票の自由を妨げ惹いては投票買収の魔手の乗ずる所となるので、これを市町村毎、或は地方長官の定むる區域毎に、投票函の投票を混同して開票することにしたのであります。地方長官がこの投票點檢の區域を定めたときは、直に之を告示しなければなりません。

令第三十八條ノ二
假投票の受理

第四十九條

投票の總數と投票人の總數との計算が終つたらば、開票管理者は先づ投票管理者の拒否或は投票立會人の異議による假投票を調査して、開票立會人の意見を聽いた上で、其の受理如何を決定するのであります。受理すべからずと決定したる投票は、其の封筒を開披せず、そのまゝ、議員の任期間之を保有するのであります。それは訴訟により、その有效無

令第四十二條

効が問題となつた場合に備へるわけでありませぬ。受理した假投票は封筒を開披して、他の投票と混じて點檢するのであります。

投票の有効無効
第五十一條
無効投票

投票の有効無効は、開票立會人の意見を聴き、開票管理者之を決定するのでありますが、投票用紙に、議員候補者一人の氏名を書き、それ以外を書かないのが有効の投票であつて、無効投票はどういふものかは、法律で例を擧げて定めてゐます。それは(イ)成規の用紙を用ひざるもの、即ち投票所で與へられた様式にかなつた投票用紙を用ゐないものであつて、若し投票所で成規の用紙以外のものを交付した様な場合には、關係官吏吏員が罰せられます。(ロ)議員候補者に非ざる者の氏名を記載したるものは、たとひその人が被選舉權はあつても無効であつて、日本共産黨が選舉戰術として立候補せずして、その黨員に投票したことがありますが、それらは無効投票に數へられません。反對に(ハ)議員候補者であつても、被選舉權のない人の氏名を記載したものは無効であつて、これらは投票の多數を得ても、當選は勿論、次點者として數へられません。(ニ)一投票中に二人以上の議員候補者の氏名を書いたり、議員候補者の氏名

を自書せざる場合は、前にも述べた如く單記無記名自書主義の投票に反するものとして無効であり、(ホ)議員候補者の何人を記載したるかを確認し難きものといふのは、何が書いてあるかわからぬといふ場合も含むでせうが、例へば井上剛一と倉元要一の二人の候補者がゐる選舉區で井上要一といふ投票あらば、これは二人以上の議員候補者の氏名を記載したものか、議員候補者の何人を記載したるかを確認し難きものとを合せたる例で、何れにしても無効であります。最も問題になるのは、所謂他事記載の場合でありまして、(ヘ)『議員候補者ノ氏名ノ外他事ヲ記載シタルモノ但シ官位、職業、身分、住居又ハ敬稱ノ類ヲ記入シタルモノハ此ノ限ニ在ラス』といふので、『普通の人民を指して何將軍と稱するは敬稱に非ず』とした判例もあり、振假名付や誤記訂正は他事記載ではないからいゝといふ判例があり、被選舉人の氏名の外に其の家號を記入したものは無効だといふ判例もあり、文字の外に墨點の記入、捺印、△印を上にかいたり、氏名に圈點をつけたりしたものは無効だといふ様に中々六ヶ敷いのです。

投票等の保存

- 第五十三條
- 令第四十二條
- 第五十四條
- 令四十二條第
- 四項
- 令第四十三條
- 令第三十六條
- 令第四十二條
- 第三項
- 令第四十一條

投票は有効無効を區別し、議員の任期間開票管理者に於て之を保存しなければなりません。その方法は、市町村其他地方長官の定むる投票點檢區域毎に、點檢済に係る投票の有効無効を區別し、各之を封筒に入れ、開票立會人と共に封印を施し、之を保存するのであります。同時に開票管理者は、開票録を作り、開票に關する顛末を記載し、開票立會人と共に署名し、投票録と併せて、議員の任期間之を保存しなければなりません。支廳長市長以外の、地方長官に指定された官吏吏員が開票管理者たる場合には、地方長官若は支廳長市長が投票、開票録及投票録の保存するのであつて、その他開票に關する書類も同じく開票管理者、地方長官、支廳長又は市長に於て之を保存するのであります。

投票管理者が投票所を閉づべき時刻後、不在者投票の送致を受けたときは、送致に用ゐられ封筒を開披し、投票用封筒の裏面に受領の年月日時を記載して、之を開票管理者に送致するのですが、これは封筒を開披せずに、議員の任期間保存することになつてゐます。

投票管理者から送付して來た選舉人名簿は、選舉長に開票報告をなし

た後、直に關係市町村長に返付するのであります。

第二節 選舉會

開票の報告

- 第四十九條第
- 三項
- 令第四十一條
- 選舉會
- 第六十二條
- 令第四十六條

投票の點檢が終つたときは、開票管理者は直に其の結果を選舉長に報告します。この報告を爲すときは、同時に開票録の謄本を送付するのです。この報告が總ての開票管理者よりから集つて來たらば、選舉長は其の日又は其の翌日選舉會を開き、選舉立會人立會の上で、其の報告を調査するのであります。開票管理者の報告を調査するときは、選舉長は開票區毎に、各議員候補者の得票數を朗讀し、終りに各議員候補者の得票總數を朗讀するのであります。

選舉長は地方長官か市長がなるのが原則で、一縣又は一市が一選舉區である場合には、其の地方長官又は市長であります。一選舉區が數市又は支廳管内及市に涉る場合に於ては、關係支廳長又は市長の中に就き地方長官が指定し、其の他の選舉區に於ては、官吏又は關係市長の中に就き、地方長官の指定する者が選舉長になります。そして選舉會は選舉

選舉長

- 第五十八條
- 第五十九條
- 第五十八條
- 第二項

第六十條

長の屬する縣廳、支廳若は市役所、又は選舉長の指定した場所に之を開き、選舉長は選舉會に關する事務を擔任します。選舉會の場所及日時は、選舉長が豫め告示しなければなりません。

選舉長の代理者

地方長官必要ありと認むるときは、官吏又は吏員の中に就き、選舉長及其の代理者故障あるとき之を代理すべき者を、豫め定めてをかなければなりません。が、それらが又故障があることも考へられますから、そういふ場合には、地方長官は臨時に官吏又は吏員をしてその事務を管掌せしむることを得ます。

令第四十五條
令第九條

選舉立會人

選舉立會人は議員候補者が本人の承諾を得て、文書を以て届出でなければならず、三人に達せないときは、選舉長が補充選任することは、投票立會人開票立會人と同じであります。

第六十一條
第二十四條
令第十條

選舉會場の取締

選舉人は其の選舉會の參觀を求むることを得ます。選舉會場の取締に付ては、投票所開票所と同じく、選舉長が選舉會の秩序を保持し、必要なる場合は警察官吏の處分を請求することを得ますし、參觀を許された選舉人か、選舉會の事務に従事する者、選舉會を監視する職權を有する

第六十六條

者、警察官吏に非ざれば選舉會場に入ることを得ませんし、選舉會場で演説討論其他喧騒に涉り會場の秩序を紊る者は、之を制止し、命に従はざるものは場外に退出させることが出來ます。

選舉錄

第六十五條
令第四十七條

選舉長は選舉錄を作り、選舉會に關する顛末を記載し、選舉立會人と共に署名し、開票管理者の報告書類と併せて、議員の任期間之を保存しなければなりません。選舉長が支廳長市長でないときは、地方長官に於て、選舉錄開票報告書類を保存します。其の他選舉會に關する書類に就ても同じであります。

選舉會を開く場合

第六十九條第
三項、第四項、
第五項

選舉會は、投票所、開票所の如くその日限りのものではなくて、當選人を定むる必要のあるときは、常に選舉會を開かねばなりません。
一、當選訴訟、選舉訴訟の結果、更に選舉を行ふことなくして、當選者を定め得る場合。
二、當選人當選を辭したるとき、死亡者なるとき、當選人選舉の期日後に於て被選舉權を有せざるに至りたる結果當選を失ひたるとき。
三、選舉運動費用超過又は所謂連坐訴訟の結果、當選無効となりたる時

第七十一條

四、無投票當選の場合は選挙の期日から五日以内に選挙會を開いて、議員候補者を其儘當選人とするのであります。

第三節 當 選 人

當選人

有効投票の最多數を得たる者を以て當選人とします。その選挙區の議員定數が五人ならば、最多數を得た者を順次五人まで當選人とするのですが、餘りその比較多數が少ないときは、その選挙區の輿望を擔ふものと認め難く、議員たるに不適當だといふので、法定當選點を設けてゐるのであります。即ち其の選挙區内の議員の定數を以て、有効投票の總數を除して得たる數の四分の一以上の得票がなければ、その順位に入つても當選人としないのであります。議員定數が五人の選挙區で、有効投票數が十萬票とすれば、二萬票の四分の一即ち五千票以上の得票がなければ、その選挙に於ては當選人となれないのです。又例へば五番目の得票者が二人以上あつた場合には、年齢多き者を當選者とし、年齢も同じと

法定當選點

第六十九條
第一項但書

第六十九條
第二項

きは、選挙會に於て選挙長抽籤して之を定めます。これは年長者を尊重する意味であります。却つてその爲めに此の場合を考慮して政黨が徒らに老人を候補者に推す弊に鑑みまして、府縣會選挙では、年長順によらず直に選挙會に於ける抽籤にしたのであります。

當選の告知

第七十二條

當選の承諾

第七十三條

第七十四條

かくして當選人が定つたときは、選挙長は直に當選人に當選の旨を告知し、同時に當選人の氏名を告示し、且當選人の氏名、得票數及其の選挙に於ける有効投票の總數其他選挙の顛末を地方長官に報告します。當選人が當選の告知を受けたときは、其の當選を承諾するや否やを選挙長に届出なければなりません。當選人が當選の告知を受けた日から二十日以内に、當選承諾の届出を爲さないときは、其の當選を辭したものと看做されます。

一人にして數選挙區の當選を承諾することを得ないのは、當然のことでありまして、若し一選挙區の當選人たることを承諾したならば、その後他の選挙區の當選人たることを承諾しても無効であります。

選挙長は當選人の當選を承諾するや否やの届出を受けたらば、其の旨

選挙長の報告

第七十三條

第三項

第七十二條
第二項

令第五十二條
第七十六條

當選證書

を地方長官に報告すべく、又當選告知を受けて二十日を経ても、當選人が當選承諾の届出をしないときは、選挙長は直に其の旨を地方長官に報告しなければなりません。

當選人當選を承諾したるときは、地方長官は直に當選證書を付與し、その氏名を告示し、且之を内務大臣に報告します。衆議院議員たるの資格は、當選人の當選承諾によつて得られたわけであり、當選證書の付與並にその氏名の告示は、それを公的に認めるに過ぎません。

第十七講 選挙に関する訴訟

選挙訴訟——全部の無効——一部の無効——訴訟手續——當選訴訟——當選訴訟の當事者——出訴期間と訴訟の繼續——民事訴訟の準用——選挙法違反に基づく當選無効——所謂連坐訴訟——但書の説明——改正法の要點——選挙運動費用超過による當選無効の訴

第一節 選挙訴訟と當選訴訟

選挙の效力に關して異議のある、選挙人又は議員候補者は、選挙長を被告として、選挙の日から三十日以内に、大審院に出訴することを得ます。これが普通に選挙訴訟と稱せらるゝ種類の訴訟であります。

選挙の效力に關して異議があるといふのは、或る選挙の手續が選挙の規定に違反してゐるから、その全部又は一部を無効なりと認むるといふのと同じ意味であります。或る選挙の全部が無効だといふのは、例へば

選挙訴訟

第八十一條

全部の無効

一部の無効

投票用紙が正規の用紙を用ゐざりし結果、その選舉の全部を無効とするが如き場合で、或る投票區又は開票區に於ける選舉の效力を争ふのや、或る當選人の當選の效力を争ふのは、選舉の一部を無効と認めるのであります。例へば選舉權なき者の無効投票を數へて、當選人と爲すべからざる者を當選人と爲したことを主張するのは、當選の效力を争ふと同時に選舉の效力を争ふものでありまして、即ち當選の效力は當選訴訟に依つても争へるのですが、選舉訴訟としても之を争ふことが出来るのであります。

この訴訟に於いて訴訟を提起し得る原告は、其の選舉區の選舉人、又は議員候補者であります。選舉長を被告として訴へるのであつて、裁判所は大審院が一審にして終審であります。これは選舉に関する訴訟を速に終結せしめんとする主旨に出てゐるのでありますが、しかし三審を原則とする訴訟手續上の大きな例外ではあり、訴訟審理に誤謬を生ずることを保し難いといふ點からの反對もあります。のみならず一時に一大審院に訴訟が幅濫して、却つて裁判の迅速を缺くといふ實情にあることも

訴訟手續

考へなければなりません。

選舉訴訟が提起された場合は、大審院は選舉の規定違反の事實があり、その結果として選舉の結果即ち當選に異動を及ぼす虞あるときに限り、其の選舉の全部又は一部の無効を判決するのです。たとひ選舉の規定に違反してゐることは明かであつてもその結果が當選に影響を及ぼす虞れない場合には、これを無効にしても實益がないので、従つて裁判の必要ありませんし、且つは濫訴の弊に陥らざる爲めさういふ事にしたのであります。

當選訴訟に於ても、選舉の規定に違反し、選舉の結果に異動を及ぼす虞あるときは、當選人の當選を無効とする外に、裁判所は選舉の全部又は一部の無効を判決しなければなりません。これは一種の公益訴訟でありますから、當事者の申立に拘束せらるゝことなく、自由なる職權によつて、當選訴訟の形式で出訴せられたる場合でも、選舉訴訟に於けると同様に、裁判所はその選舉の全部又は一部の無効を判決するのであります。

當選訴訟

当選訴訟は、選挙訴訟の如く、その選挙を無効とするものではなくて、選挙は有効に執行せられたことを前提として、選挙は有効だが当選人の決定に付き違法があるといふことで、当選の效力に關して争ふといふのが本則であります。併し乍ら選挙の手續の無効なることを理由として、或る当選人の当選の效力を争ふことも出来るのであります。

当選訴訟の當事者

当選訴訟は、当選を失ひたる者が当選の效力に關して異議あるとき、当選人を被告として提起する訴であります。当選人と決定せられた者が当選人ではないといふのも、自分が当選人たるべきに拘らず落選したのは不當だといふのも、本訴訟の目的となるのであります。正當に当選人たるべき地位に在る者の權益を保護するのが本訴訟の趣旨でありますから、議員候補者でなければこの訴訟の原告となることを得ません。立候補の届出をしない者は初めから当選人と爲り得ないので、選挙人と同様選挙訴訟を提起出来ませんが、この当選訴訟の方の原告となることを得ないのであります。

この訴訟は、或る当選人に關する当選の效力を争ふのが本來の目的で

出訴期間と訴訟の繼續

すから、従つて被告は原則としてその当選人であります。例へば或る議員候補者が法定数以上の得票ありと信ずるに拘らず、選挙長が當選點に達しないものとして、当選人と決定しなかつた場合とか、当選人が選挙の期日後に被選挙権を喪失せるものでないのに、被選挙権を有せざるに至つたものとして當選を失はしめたといふことで出訴する場合、或は又或る選挙區が無投票當選となつた場合、或る議員候補者が被選挙権を有せざる者として、選挙長が之を當選人と決定せざりし場合には、選挙長を被告として訴へるのであります。

出訴期間は、当選人の氏名の告示、又は当選人無きとき又は選挙すべき議員の數に達せざる旨の告示をした日の翌日から起算して三十日以内であります。

此の訴訟を提起した後、其の裁判確定前に、被告たる当選人が死亡したるときは、被告たるべきものが缺けて、普通の訴訟ならば消滅するのですが、此の訴訟は公益訴訟で繼續せしむる必要がありますから、特に検事を被告としてこれを續行せしむるのであります。

民事訴訟の準用

選挙の手續が正確に法規に適合して行はるゝ爲めには、その手續の各段階に於て、利害關係人を參與せしむると同時、一般關係人に、争訟を提起して、手續の違法を匡正するの途を開いてゐるのであります。この選挙に関する争訟は、民事刑事の裁判を求むるものではなく、行政行爲の違法を争ふものでありますから、性質上行政上の争訟ではありませんが司法裁判所の管轄とせられ、民事訴訟の形式をとつて裁判されます。それで、選挙に関する訴訟に付ては、選挙法に規定したるものを除くの外、民事訴訟の例に依るのであります。即ち民事訴訟法中其の性質上準用を許さざる規定を除きその他の規定のみが準用されるのであります。

第八十五条

第四百一十一條

ふので、大審院で一審制をとり、出訴期間を短く制限してゐますが、更に裁判所は他の訴訟の順序に拘らず、速に其の裁判を爲すべきことが要求せられてをります。

第二節 當選無効の訴

選挙法違反に基
く當選無効

所謂連坐訴訟

第八十四
條第二項
第四百十
一條ノ二

選挙に関する訴訟としては、選挙訴訟と當選訴訟の外に、選挙法違反に基く當選無効の訴訟があります。選挙法違反に對しては、嚴重なる刑罰を科してゐる外に、最も選挙關係者にとつては效力ある制裁として、當選人の當選を無効とする場合を認めてゐます。即ち

- 一、當選人がその選挙について選挙罰則の罪を犯し刑に處せられた時。
- 二、當選人の爲に支出された選挙運動費用が法定制限額を超過した時。
- 三、選挙事務長又は選挙事務長に非ずして事實上選挙運動を總括主宰したる者が一定の選挙犯罪を犯し刑に處せられた時。

の三つの場合であります。その内(一)の場合は、刑の確定と同時に當然に當選人の當選が無効とせられるのですから、當選無効の訴訟の餘地はなく、(二)の選挙事務長又は選挙事務長に非ずして事實上選挙運動を總括主宰したる者が、投票買収等惡質の選挙犯罪を犯した場合には、檢事が公訴に附帶して、當選人を被告として訴訟を提起するのであつて、當選人は本訴の刑事々件とは何等關係が無くても、當選訴訟の當事者となるのであります。訴訟は刑事々件に付ての公訴に附帶して提起せられ

刑事訴訟法第
五百六十八條

るのであつて、現に刑事事件が第一審として繫屬してゐる裁判所に管轄権があり、訴訟を提起し得べき時期は、公訴に付第一審の辯論が終結するに至る迄に限られ、其の後に於ては提起し得ないと共に、豫審中も亦之を提起し得ないのであります。

但書の説明

當選人の選挙事務長が買収犯罪を犯した爲めに、當選を無効とする場合には、當選人が選挙事務長の選挙及監督に付相當の注意を爲したかどうか、訴訟に於ける争點になるのでありまして、この點が確定すれば、第三百三十六條の規定に依り當選無効の効果が生ずるのであります。但し選挙事務長に非ずして事實上選挙運動を總括主宰した者が買収犯罪を犯した、めの當選無効の場合には、その被告人が果して選挙事務長に非ずして事實上選挙運動を總括主宰したかどうか一つの争點であり、その被告人が選挙事務長に非ずして事實上選挙運動を總括主宰した者なる事を當選人が知つてゐたかどうかもう一つの争點になりますから、若しその事を當選人が知らなければ當選は無効とならないのであります。それ故に此の場合當選が無効になるのは、當選人が知つて居りながら制止

第四百四十一條
ノ二第二項
改正法の要點

しなかつたことが確定して、初めて當選無効が生ずるのであります。併し乍ら此の訴訟に付當選無効の判決が確定しても、其の判決は公訴に付有罪の判決が確定するに非れば其の效力を生じません。

この當選無効の訴訟は、従來は選挙人又は議員候補者が、刑事裁判確定後一定期間内に、純然たる民事訴訟の手續を以て大審院に之を提起することになつてゐたのであります。かくては當選人が選挙事務長の選任及監督に付相當の注意を爲さざりしことを、選挙人や議員候補者から證明することは、實際上困難でありますし、相當時間がかかる刑事裁判確定後初めて成立することや、大審院に出訴するといふことも手傳つて、實際的には殆ど働かなかつたので従來の實績を見ても、昭和三年の普選第一回、昭和五年の普選第二回の總選挙の時には、當選候補者の選挙事務長の買収事件数は、各十一件でありましたが、出訴件数は各二件、て内二件は取下られ、無効判決ありたる件数は唯一件に過ぎず、態々出訴するのも實訴がないので、昭和七年の時は三件の事件に對して一つの出訴件数もなきに至つてゐたのであります。

選舉運動費用超過による當選無効の訴

それ故に現在では、當選人の爲に支出された選舉運動費用が法定制限額を超過した時に當選人の當選を無効とする訴のみが、選舉人又は議員候補者が、民事訴訟の形式に於て、なされる當選無効の訴訟であります。即ち當選人の爲に支出せられた選舉運動の費用が制限額を超過してゐることを主張する選舉人又は議員候補者は、當選人を被告として、當選人の氏名告示の日より三十日以内に、大審院に出訴することを得るのであります。

第八十四條

この訴訟は當選訴訟及び選舉訴訟と共に、公益の爲めにする性質をもつてゐますから、檢事をして口頭辯論に立會はせるのであります。その上これは選舉法規の違反によつて、當選人に科する制裁でありますから、刑事訴訟手續によつて、刑事裁判所をしてこれを科さしめるのが穩當であり、一般選舉人や議員候補者の出訴を待たずして、國家が選舉法規の維持、違反の制裁として、國家が自發的にその制裁を科し得ることにする方が適當なのであります。寧ろ公益の爲にする制裁を科するに、此の如き當事者主義を認めることは英法に於けるが如く彈劾主義を原則として

但書による骨抜

あるなら格別、我國現代の法律原則とは、全然相容れぬのであります。殊に議員候補者の爲に支出せられたる選舉運動の費用が、法定制限額を超えた場合であつても、議員候補者及推薦届出者が、選舉事務長又は之に代りて其の職務を行ふ者の選任及監督に付、相當の注意を爲し、且選舉事務長又は之に代りて其の職務を行ふ者に於て、選舉運動の費用の支出に付過失なかりし時は、當選無効にならないのでありますから、これを原告たる一般選舉人や議員候補者が證據を擧げるとは非常に困難であつて、實際に於ては折角の選舉運動費用の制限規定といふものは、見かけだほして、法定費超過が公然行はれて怪しまれない迄に至つてゐるのであります。これは所謂連坐規定が但書によつて骨抜にされたと同様で、これを嚴格に行つたのでは、當選無効の制裁を受くる者餘りに多かるべきを懸念した反對に餘りに緩和の途を開くに急であつた結果と見られるのであります。

保證金其の他

第八十五條

選舉訴訟、當選訴訟と費用超過による當選無効の訴訟を裁判するに當つて、裁判所は檢事をして口頭辯論に立會はしむべく、これらの訴訟を

第八十七條

提起せむとする者は、保證金として、三百圓又は之に相當する額面の國債證書を供託することを要し、原告が敗訴した場合には、裁判確定の日から七日以内に、裁判費用を完納せざるときは、この保證金を以て之に充當し、仍足らざる部分を追徴するのであります。又これらの訴訟の提起ありたる時、訴訟の繫屬せざるに至りたる時は、大審院長は其の旨を内務大臣及關係地方長官に通知すべく、これらの訴訟に付判決ありたる時、又は所謂連坐訴訟に付判決確定し效力を生じたるときは、其の判決書の謄本を内務大臣に送付すべく、帝國議會開會中なれば衆議院議長にも送付するのであります。費用超過の訴訟に付判決ありたる時、連坐訴訟に付判決確定し效力を生じたときは、裁判所の長は其の旨を内務大臣及關係地方長官に通知しなければなりません。

第八十六條

第十八講 當選人と議員の補充

當選人の補充方法——選舉をしないで定まる場合——次點者繰上げ當選——繰上げ補充の手續——再選舉——再選舉手續——再選舉の期間——再選舉をしないでよい場合——議員補充の方法——補闕選舉

第一節 次點者繰上げ

選舉訴訟、當選訴訟の結果として、更に當選人を定めるには、選舉をやりなほさなければならぬ場合と、選舉をしないで出来る場合とがあります。選舉のやりなほしは、所謂再選舉でありまして、選舉をしないでよい、場合には、選舉會を開いて之を定めるのです。即ち(一)當選を失ひたる者當選の效力に關し異議あるとき、當選人を被告として訴へて勝ち、被告たる當選人の當選無効の判決があつた時は、選舉會を開いて原告たる當選を失ひたる者を當選人とするが如き、(二)當選點に達しな

當選人の補充方法

選舉をしないで定まる場合

第六十九條第三項

いからといふ理由で當選を失ひたる者が、當選點に達したりと主張し選挙長を被告として訴へて勝つた場合、(三) 選挙の期日後に於て被選挙権を有せざるに至つたといふ理由で當選を失つた當選人が、これに異議ありて訴へ勝つた場合、(四) 無投票當選における選挙長の被選挙権の有無に關する決定が違法だとして訴へ勝つた場合、(五) 選挙訴訟に於て原告の勝訴となり、或る當選人の當選に關する選挙の一部を無効とする判決があつた場合の如きがそれでありませぬ。

これらの場合は、本来當選人と定めらるべき者が、誤つて當選人と定められなかつた場合に、選挙訴訟又は當選訴訟が提起され、その結果によつてその誤りが是正され、本来當選人たるべき者を當選人に定めるといふ、理論上當然の事を行ふのでありますが、もう一つは一旦正當に當選人たる資格を獲たことは獲たのですが、その後を以てこれを辭するとか死亡するとかいふ事由によつて、當選人たる資格を喪失した場合があります。この場合は本来ならばもう一度選挙をやりなほして、改めて當選人を定むべきなのですが、それでは手数がかゝるので、手續上の便宜

次點者繰上げ當選

第六十九條第四項

から、選挙を行ふことなくして次點者を以て補充することを認める場合であるのです。

それは、當選人當選を辭したるとき、死亡者なるとき、選挙の期日後に於て被選挙権を有せざるに至り當選を失ひたるとき、これらの場合には直に選挙會を開き、法定得點者にして當選人とならざりし者があつたらば、その中の最多數投票を得た者、即ち次點者を以て當選人とするのです。こゝに死亡者なるときといつて死亡したるときと云はないのは、當選人になつてから死亡した場合ばかりでなく、當選人たりしとき既に死亡してゐた場合をも含ませる爲めであります。又選挙の期日後に於て被選挙権を有せざるに至り當選を失ふ場合は、既に當選を承諾し議員となつてから被選挙権を失ひ補缺選挙の問題になるのは異り、當選後當選承諾前の状態に於て、あつて當選人たる資格を失ふ場合であります。次に當選人が選挙運動費超過、連坐規定により當選無効の訴を起され、又は自身の選挙犯罪により當選無効となつた場合には、選挙會を開いて當選人を決定するのですが、それが選挙の期日から一年以内であれば、

第六十九條第五項

法定當選點以上の次點者が當選人となるのですが、一年經過後だと、同點者で年齢が少かつた爲に次點者になつた者、或は同點同年で抽籤負けて次點者になつた者があれば、その人が當選人となり、なければ再選舉をしてきめるのです。

第六十九條第六項

これらの場合に、次點者の順位に當つた者が、選舉の期日後に於て被選舉權を有せざるに至りたるときには、之を當選人と定めず次の順位の人に廻すのであつて、これは當然で規定の必要がない様であります。そうでない、現に被選舉權を有せざること明かなものでも、一應は當選人と定めてをいて、又すぐに第七十條の規定により當選を失ひ、その結果として又次の次點者が當選人になるといふ様な無駄な手数をかけなければならぬからです。

繰り上げ補充の手續

この當選人繰り上げ補充の手續は、その事由の發生する都度直になすべきものでありまして、再選舉や補闕選舉の場合の如く、選舉訴訟當選訴訟の出訴期間又は訴訟繫屬中と雖もこれを延期する必要はありません。それから例へば當選人が當選を辭した後、選舉犯罪で當選無効となつた

場合、又はこれらの事項が併發した場合にも、その一つに基いて補充の手續を開始すれば、それをそのまま、繼續完了せしめれば、二重の手續をかける必要のないことは勿論であります。

第二節 再 選 舉

再選舉

第七十五條

當選人の不足が以上の方法で補充出来ない場合には、選舉のやり直しをするのでありますが、それが所謂再選舉であります。この再選舉の規定は、選舉法中最も読み難い法文だといはれてゐるのであります。第一項第二項で、再選舉の事由及び再選舉を行ふべき場合を定め、第二項第三項で再選舉の執行に關して定めてゐるのであります。

第七十五條 左ニ掲クル事由ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ更ニ選舉ヲ行フコトナクシテ當選人ヲ定メ得ルトキヲ除クノ外地方長官ハ選舉ノ期日ヲ定メ少クトモ十四日前ニ之ヲ告示シ更ニ選舉ヲ行ハシムヘシ但シ同一人ニ關シ左ニ掲クル其ノ他ノ事由ニ依リ又ハ第七十九條第八項ノ規定ニ依リ選舉ノ期日ヲ告示シタルトキハ此ノ限ニ在ラス

- 一 當選人ナキトキ又ハ當選人其ノ選舉ニ於ケル議員ノ定數ニ達セサルトキ
 - 二 當選人當選ヲ辭シタルトキ又ハ死亡者ナルトキ
 - 三 當選人第七十條ノ規定ニ依リ當選ヲ失ヒタルトキ
 - 四 第八十一條又ハ第八十三條ノ規定ニ依ル訴訟ノ結果當選人ナキニ至リ又ハ當選人其ノ選舉ニ於ケル議員ノ定數ニ達セサルニ至リタルトキ
 - 五 當選人第八十四條ノ規定ニ依ル訴訟ノ結果當選無効ト爲リタルトキ
 - 六 當選人第三百三十六條ノ規定ニ依リ當選無効ト爲リタルトキ
- 第八十一條又ハ第八十三條ノ規定ニ依ル訴訟ノ出訴期間ハ前項ノ規定ニ依ル選舉ヲ行フコトヲ得ス其ノ出訴アリタル場合ニ於テ訴訟繫屬中亦同シ
- 第一項ノ選舉ノ期日ハ第八十一條又ハ第八十三條ノ規定ニ依ル訴訟ノ出訴期間満了ノ日、其ノ出訴アリタル場合ニ於テハ地方長官第八十六條第一項ノ規定ニ依リ訴訟繫屬セサルニ至リタル旨ノ大審院長ノ通知ヲ受ケタル日又ハ第八十六條第二項若ハ第四百十三條ノ規定ニ依ル通知ヲ受ケタル日ヨリ二十日ヲ超ユルコトヲ得ス
- 第一項各號ノ一ニ該當スル事由議員ノ任期ノ終ル前六月以内ニ生シタルトキハ第一項ノ選舉ハ之ヲ行ハス

再選舉はその原因が何であるかを問はず、結局に於て當選人の數が其の選舉に於ける議員の定數に達せざるときに行ふのであつて、一選舉區の全部が選舉訴訟の結果、當選人がないといふやうなこともありませうし、總選舉の結果或る選舉區に於て、定員の最後の一人が當選點に達しないといふこともありませう。又一旦當選人が定つた後に、死亡者たることもあり、當選辭退の場合も生じ、承諾期間内に當選承諾をせない爲に一人不足といふことも出来ませう。選舉違反で當選無効となり、費用超過や連坐訴訟の結果當選無効の判決が下つて、その補充を必要とすることもありませう。

これらの場合に、更に選舉を行ふことなくして、選舉會を開いて當選人を定め得るときは、それでいゝのですが、そうでない場合には、地方長官は選舉の期日を定め、少くも十四日前に之を告示しなければなりません。但選舉に關する訴訟の出訴期間、選舉訴訟、當選訴訟の繫屬中は、再選舉を行ふことを得ません。それは訴訟の結果によつては、又更に再選舉をしなければならぬかも知れませんが、再選舉すべき人の數もわか

再選舉手續

第七十五
條第一項
第七十五
條第二項

らぬわけですから、その確定を待つてする意味であります。又再選挙の事由が、議員の任期が終る前六月以内に生じたときは、面倒な手續をして選挙を行つても、新に出た議員が、その職に盡す時も少なく、やがて新たなる総選挙が行はるゝのでありますから、再選挙を行ひません。

再選挙の期間

第七十五
條第三項

再選挙の期日は、選挙訴訟の訴訟期間（即ち選挙の日から三十日）、當選訴訟の訴訟期間（即ち當選告示の日から三十日）が満了した日、これらの訴訟が出訴ありたる場合は、大審院長から訴訟が繫屬せざるに至つた旨の通知を、地方長官が受けた日、又は費用超過による當選無効の判決が下り、連坐訴訟による當選無効の判決の確定し、候補者自身の選挙違反による當選無効の通知を受けた日から、二十日以内に行はなければなりません。そして少くも十四日以前に告示するのですから、十四日以上二十日以内が選挙運動をし得る期間になります。

再選挙をしない
でもよい場合

同一人に關し既に再選挙の期日の告示をしてゐるときは、たとひその後に至つて他の再選挙の事由が発生しても、再びこれを行ふ必要がないことは云ふをまたないのですが、疑ひを生ずることなからしめんが爲に

第七十五
條第一項

これを明にしてゐます。即ち例へば當選人が當選を辭した爲、既に再選挙の告示をした後に、其の者が選挙犯罪に依り刑に處せられ當選無効になつたといふ様な場合には、再び再選挙の告示の必要がないのです。又一つの再選挙の事由が発生したのに就いて未だ再選挙の期日の告示をしない内に、他の事由が発生したといふ様な、再選挙の事由が競合した場合も、一つの再選挙を行へば足りるのですから、別々に行ふ必要はありません。又同一人に於て補闕選挙の期日を告示した場合には、その後於て再選挙の事由が発生してもその者には再選挙を行ふことをしないのも同様であります。こゝにいふ場合はたゞ議員が辭職した場合にその選挙區で闕員二人以上になり、補闕選挙の期日を告示したところが、その同一人に付選挙犯罪に依り刑に處せられ選挙無効になつたといふ場合であります。

第三節 補闕選挙

議員補充の方法

再選挙の場合は、選挙そのものが完了してゐないのですが、選挙は一

且完了して、議員が定つた後に、その議員に闕員を生じたときは、内務大臣が衆議院議長の通牒を受けた日から五日以内に、地方長官に對し其の旨を通知することになつてゐますから、地方長官がその通知を受けたときは、其の闕員と爲りたる議員が選挙の期日より一年以内に闕員となりたる者なる場合に於ては、當選點以上の次點者があるか、一年經過後なら、同得點同年齢で抽籤洩れによつて次點者たるものがあるときは、直に議員闕員と爲りたる旨を、選挙長に通知します。選挙長はその通知を受けた日から二十日以内に、選挙會を開いて、一年以内なら當選點以上の次點者を、一年經過後なら抽籤洩れ次點者を當選人に定めます。

これらの當選人となるべきものが無いときは、其の闕員の數同一選挙區に於て二人に達するを待つて、最後に内務大臣から闕員通知を受けた日から二十日以内に、補闕選挙を行ふのであります。

補闕選挙は當選訴訟選挙訴訟の出訴期間中は行はず、出訴期間満了の日、訴訟繫屬せざるに至りし通知ありたる日、或は當選無効の通知を受けた日から三十日以内に行ふこと、凡て再選挙の場合と同じであります。

補闕選挙

第七十九條第九項
第七十九條第八項

第八十條
第七十九條第九項

補闕選挙の期日は、地方長官少くも十四日前に之を告示しなければなりません。

補闕議員は其の前任者の残任期間在任するのですから、闕員が議員の任期の終る前六ヶ月以内に生じたときには、たとひ二人以上に達しても補闕選挙を行ひません。議員の闕員の數が、同一選挙區に於て二人に達せなくても、其の選挙區に於て再選挙が行はるゝ場合には、たとひその闕員が一人でも其の再選挙と同時に補闕選挙を行ふのであります。この補闕選挙の期日は、再選挙の期日に依ります。但し再選挙の期日の告示があつた後、地方長官が内務大臣から議員闕員の通知を受けたときは、再選挙の期日を取消して一緒に補闕選挙をさせるといふ迄にする必要がないので、此の場合は補闕選挙をしないでよいのです。

議員の闕員が二人以上にならなければ、補闕選挙を行はないといふことは極端の場合を考へれば、全国各選挙區で一人づゝの闕員が出来れば、百二十二人の議員が無いまゝでをくことになつて、一面に於ては非常に不都合な様にも考へられるのであります。他面に於ては少數黨代議士

第七十九條第六項
第七十九條第七項

一人が死んだ後の補闕選舉を行つて、多數黨の議員が當選するといふことよりも、闕員の儘で置く方が政界の情勢から公平だともいひ得るのであつて、そこに闕員二人になるを待つて補闕選舉を行ふ一つの理由があるわけであります。この事は次點者繰上げの制度に於ても考へられるのでありまして、例へば政友會の當選人が死亡したあとへ、民政黨の次點者が繰上げられて議員になる場合に於て、その選舉區では多數黨の政友會よりも少數黨の民政黨の方が多くの代議士をもつといふことにもなり、若し總選舉の結果多數と少數の差が一人の場合では、この一選舉區の次點者繰上げの爲に、多數黨と少數黨が顛倒するといふこともあり得るのであります。それ故に中選舉區制度を採る以上は、ベルギーの選舉法で認めてあるやうな補充員の制度でもしななければ、少數代表を一つの目的とするといふ建前には矛盾することになるのであります。

第十九講 選舉法違反の制裁

嚴罰の程度——選舉犯罪の性質——嚴罰主義の効果——刑罰以外の制裁——

——所謂連坐規定——但書による緩和——事實上選舉運動を總括主宰する者

——英國の腐敗及違法行爲防止法——選舉犯罪者の缺格——累犯者の加重

——裁判所の宣言による缺格の緩和

第一節 嚴罰主義

選舉法では、選舉法違反に對する罰則二十八箇條を第十二章に纏めて規定してありますが、本書に於ては選舉運動、投票その他の箇所に於て、その場合に既に説明して來ましたから、こゝでは刑罰の輕重に分けて一覽表的に大觀して見ますと、最低五十圓以下の罰金又は料料から、最高七年の懲役禁錮に至る大體拾類に分つことが出來ます。

第一類 五十圓以下ノ罰金又ハ料料

選舉勞務者ノ徽章不着用

取規第十七條

第二類 百圓以下ノ罰金

- 第百一十一條
- 第百二十八條
- 第百三十二條
- 第百二十條
- 取規第十八條

- (1) 詐偽ノ方法ヲ以テ選舉人名簿ニ登録セラレタル者
- (2) 投票所ニ於テ虚偽ノ宣言ヲ爲シタル者
- (3) 立會人正當ノ事故ナクシテ義務ヲ缺クトキ
- (4) 選舉事務長ヲ選任シタル者ソノ届出ヲナサ、ルトキ
選舉事務長ノ異動、選舉事務長ノ代理ノ場合ニ届出ヲナサ、ルトキ
- (5) 選舉事務所設置、選舉委員ノ選任届出ヲナサ、ルトキ
- (6) 選舉運動ノ文書圖畫ノ取締規則ニ違反シタルモノ
- (7) 多衆聚合ノ附和隨行及ビ不散散ノ首魁ニ非ルモノ
- (8) 選舉ノ期日後ニ於ケル挨拶ヲナシタルモノ

第三類 三百圓以下ノ罰金

- 第九十條
- 第九十一條
- 第九十三條
- 第九十六條
- 第九十六條第二項

- (1) 選舉事務所ノ定數ヲ超エ、選舉當日投票所ヨリ三町以内ニ設ケタルトキ
- (2) 休憩所ソノ他類似スル設備ヲ設ケタルトキ
- (3) 選舉委員ヲ定數ヲ超エテ選任シタルトキ
- (4) 定數ヲ超エテ選舉運動ノ爲使用スル勞務者ヲ選任シタルトキ
- (5) 選任サレタル勞務者ニ非スシテ勞務ヲ提供シタルモノ

第九十八條ノ二

第四類 六月以下ノ禁錮又ハ三百圓以下ノ罰金

第百十六條第二項

- (1) 官吏又ハ吏員選舉人ニ對シ投票セムトシ又ハ投票シタル被選舉人ノ氏名ノ表示ヲ求メタルトキ

- (2) 選舉ニ關シ氣勢ヲ張ル行爲ヲナシ制止ニ服セサルモノ

- (3) 選舉事務長ニ非スシテ選舉事務所ヲ設置シ又ハ選舉委員若ハ勞務者ヲ選任シタルトキ

第九十九條違反

- (4) 選舉權ヲ有セスシテ選舉事務長選舉委員タルモノ

第九十九條違反

- (5) 選舉事務ニ關係アル官吏吏員ニシテ選舉運動ヲシタルモノ

第九十九條違反

- (6) 選舉事務長辭任解任ノ場合事務引繼ヲナサ、ルトキ

第三十五條

- (7) 選舉事務長、選舉運動費用ノ帳簿ヲ備ヘ記載ヲナサ、ルトキ、精算届出ヲ

第百五條乃至第百條違反

怠リ虚偽ノ届出ヲ爲シタルトキ、選舉運動費用ニ關スル帳簿書類ヲ一年間保存セザルトキ、コレヲノ帳簿書類ニ虚偽ノ記入ヲ爲シタルトキ、警察官吏ノ検査ニ應セス、説明ヲ拒ミタルトキ

第五類 一年以下ノ禁錮又ハ五百圓以下ノ罰金

- (1) 投票所又ハ開票所ニ於テ選舉人ノ投票ニ關涉シ被選舉人ノ氏名ヲ認知スル

第百十八條

方法ヲ行ヒタルモノ

- 第二百二十五條
 - 第二百二十九條違反
 - 第九十五條ノ二
 - 第九十六條第一項
 - 第九十八條
 - 第九十八條ノ二違反
 - 第九十四條違反
 - 第三百三十三條
 - 第三百三十四條
 - 第一百七十七條
 - 第二百十條
 - 第二百一十一條
 - 第二百二十六條
- (2) 演説又ハ文書等ニヨリ投票買收ソノ他選舉犯罪ヲ煽動シタル者
- (3) 選舉人ニ非ル者投票ヲ爲シタルトキ
- (4) 立候補前ノ選舉運動
- (5) 第三者ノ選舉運動
- (6) 戸別訪問等
- (7) 選舉公報區域ニ於ル文書運動
- (8) 選舉事務長ノ解任退令命令ニ從ハサル者
- (9) 選舉運動費用ノ超過支出シタル選舉事務長
- (10) 選舉事務長ニ非スシテ選舉運動費用ヲ支出シタル者
- 第六類 二年以下ノ禁錮又ハ千圓以下ノ罰金
- (1) 選舉事務ニ關係アル官吏吏員立會人、投票ノ秘密ヲ侵シタルトキ
- (2) 多衆聚合シテ選舉ノ自由ヲ侵サントシテ解散ノ命ヲ受クルモ解散セサルトキノ首魁者
- (3) 選舉ニ關シ銃砲刀劍等ヲ携帯シタル者
- (4) 演説文書ニヨリ議員候補者ニ關シ虛偽事項ヲ公ニシタルトキ

第二百二十七條

第二百十二條

第一百十八條

第二百二十七條第三項

第二百二十二條

第一百十三條

第一百十二條

第一百十五條

第一百十六條

第一百十九條

第一百十二條ノ二

第一百十三條第二項

(5) 氏名ヲ詐稱シ其他詐僞ノ方法ヲ以テ投票ヲナシタルモノ

第七類 三年以下ノ懲役若ハ禁錮又ハ二千圓以下ノ罰金

(1) 買收罪

(2) 法令ノ規定ニ依ラス投票函ヲ開キ又ハ投票函中ノ投票ヲ取出シタル罪

(3) 投票ヲ偽造シ又ハ其ノ數ヲ増減シタル罪

(4) 會場、投票所、開票所ニ銃砲刀劍棍棒類ヲ携帯シテ入りタル罪(懲役ナシ)

第八類 四年以下ノ懲役若ハ禁錮又ハ三千圓以下ノ罰金

(1) 選舉關係者ノ犯シタル買收罪

(2) 議員候補者當選人ニ對スル買收罪

(3) 選舉ノ自由妨害罪

(4) 官吏吏員ノ職務執行懈怠及ヒ濫用ニヨル選舉妨害(四年以下ノ禁錮ニ限ル)

(5) 選舉關係者ニ對スル暴行脅迫、選舉會場等騷擾又ハ投票等奪取其他ノ暴行罪(罰金刑ナシ)

第九類 五年以下ノ懲役若ハ禁錮又ハ四千圓以下ノ罰金

(1) 選舉ブローカー買收常習者ノ罪

(2) 選舉事務關係者カ第一百十三條ノ罪ヲ犯シタル場合

第二百一十條第一號
第二百二十七條第四項

第二百十條

(3) 多衆聚合シテ暴行ヲナシタルトキノ指揮者(六月以上五年以下ノ懲役禁錮)
(4) 選舉事務關係者カ投票ヲ偽造シ共ノ數ヲ増減シタルトキ(罰金ハ二千圓以下)

第十類 一年以上七年以下ノ懲役禁錮

多衆聚合シテ、選舉人、議員候補者、選舉運動者、選舉事務關係者、當選人ニ對シ暴行脅迫威逼拐引シ選舉會場其他ヲ騷擾シ、投票其他ヲ抑留毀壞奪取シタルトキノ首魁

嚴罰の程度

選舉違反の刑罰が、普通刑法の刑罰に比して、比較的重いことは、これを同じ長期の自由刑、罰金刑の最高額の程度同じものを、兩者について比べて見ればよくわかるのであります。七年の禁錮に處せられるのは内亂幫助罪や騷擾罪の指揮者率先助勢者、七年の懲役は殺人教唆幫助の罪ですし、五十圓以下の罰金でも、飲料水汚穢の罪や、他人の信書隱匿の罪の程度でなければ處罰されません。一體に罰金額が高くなつてるのは、時勢の變化と罪の性質から來てゐるのであります。

選舉犯罪の性質

選舉が正しく行はれて、投票に選舉人の意思が歪められずに現はれる

爲には、選舉法規が定めた通りに、選舉が嚴格に行はれなければなりませんから、これに違反する者に對しては刑罰を課して、その規定の強制勵行を期してゐるわけでありす。その中には詐欺脅迫暴行等倫理的意味をもつ犯罪もあり、それが選舉に關して行はれる爲に特別な選舉犯罪となるものもありますが、選舉といふ手續を順調に行はしむる爲に、選舉法が或る事を命じて、これに違反した場合に、罰するものが多いのであります。中には從來の習俗には反せざるもので犯罪となるものがあり、公事に熱中する餘りこれを犯すものも多く、之を犯す者の心事に於て破廉恥な分子を藏せざる場合も少くないのでありますから、一方に於ては選舉法規を周知徹底せしめることが犯罪防止に最も必要であると共に、他方に於てはたゞ刑罰を重くしたゞけでは、中々選舉犯罪を少くすることとは出來ないのであります。

嚴罰主義の効果

現に選舉法の改正の度毎に、罰則は細かくなり重くなつてゐますが、これによつて選舉の弊風は少しでもよくなつたかといへば、決してそうではなく、嚴罰に拘らず却つてだん／＼その數を増していつてゐるので

あります。

選挙犯罪累増表

1	159
2	126
3	359
4	229
5	364
6	339
7	1,202
8	467
9	202
10	1,427
11	3,472
12	7,437
13	2,198
14	5,393
15	14,363
16	10,401
17	18,010
18	6,842

それに悪いことには、選挙犯罪は性質上短期間に多くの犯罪が一時に行はれるのであります。選挙期間の二十日でも多くはその選挙期日の直前に行はれるのでありますから、検挙の任に當る者の数が限られてゐる以上、どうしても検挙せらるゝ数よりも實際行はるゝ犯罪数の方が多いといふことになります。選挙法の罰則が多くなり、規定が詳密繁鎖になればなる程、その程度は増すといつてよいのであります。その爲めに、やゝもすれば検挙の手が偏頗に動いて、所謂合法的選挙干渉といはれる様なことが行はれ、或は政府反對黨側にさういふ印象を與へることになる虞れがあるのであります。そうでなくても、犯罪が行はれてゐるのに検挙されず、處罰を受けないといふことになると、刑罰の威信を害する

ことが甚しいのであります。選挙法の罰則を厳しくしても普通の刑罰法規の様に威力がないのも、或點までは此の邊の事情に起因してゐると思はれるのであります。

第二節 刑罰以外の制裁

それでありますから、選挙界の淨化肅正の爲には、刑罰を重くしたゞけては駄目であつて、根本的には國民の政治的意識の向上、憲法政治教育の普及徹底といふことが第一の必要なものではあります。選挙違反の制裁としても刑罰よりも實效のある方法が無いことはないのであります。例へば重大なる選挙法規の違反に對しては、當選人の當選を無効とするとか、一定の選挙犯罪を犯した者の被選挙權、選挙權を剝奪するとかいふのがそれであります。當選無効がどんなに當事者にとつてこたへるかは、かの所謂連坐規定に對して、衆議院で常に政府原案を緩和し、骨抜きにするに努力したかを見ればよくわかるのであります。

當選人が當選の前後をとはず、其の選挙に關して選挙犯罪を犯したと

刑罰以外の制裁

所謂連坐規定

きには、その當選を無効とすることは、最初の選挙法からそうであつたのでありますが、その爲めに議員候補者は自分では餘り何もせず、所謂參謀長を設けて、この者に一切各般の選挙事務をとらせ、參謀長は刑罰を覺悟で、議員候補者の爲めに合法違法の選挙運動をするといふ實情であつた爲めに、普選法になつて選挙事務長の制度を設けると共に、選挙事務長が買収行爲等惡質の選挙犯罪を犯した場合には、議員候補者或は當選人が、自身では何等犯罪行爲に出でない場合でも、その當選を無効とすることにしたのであります。もしそういふ制裁がなければ、選挙事務長を犠牲にする犯罪が一層多く行はれ、選挙界の弊風を助長するであらうからであります。

但書による緩和

普選法の政府原案は、單純にそうなつてゐたのでありますが、それに對して衆議院では「選挙事務長ノ選任及監督ニ付相當ノ注意ヲ爲シタルトキハ此ノ限ニ在ラス」といふ但書をつけて、緩和或は骨抜きを試みたのであります。貴族院ではこれを再び修正して政府原案に戻し、兩院協議會が開かれ、兩院の議合せずして屢々決裂を傳へられたのも、一つに

は此の但書をつけるかとるかにあつたのであります。これは遂に貴族院の讓歩によつて解決したのであります。

その結果は選挙事務長が買収犯罪によつて刑に處せられた場合でも、當選人が選挙事務長の選任及監督に付き相當の注意をしたならば、當選の無効を免かれることになつたのであります。選任及監督に付相當の注意を爲すといふのは、選任及監督に過失なきこととあります。例へば選挙事務長を選任するのに、買収の前科ある者をしたとか、選挙事務長が買収を試みつゝある噂を聞き乍ら、何等制止もせず放任したといふ様な場合であります。

普選法が選挙事務長の買収犯罪により當選人の當選を無効にしたならば、今度は選挙事務長をロボットにして、別に選挙事務長でなくて實際上選挙運動の總括主宰するものを設けて不正選挙運動を行ふといふ傾向を生じたのであります。そこで「選挙事務長ニ非ズシテ事實上選挙運動ヲ總括主宰シタル者」が買収犯罪で刑に處せられたときも同様に當選人の當選を無効とする必要を生じたのであります。而してこれに對しては、當

事實上選挙運動
を總括主宰する
者

選人がこれを知らないでゐたとき、或はこれを知つて制止したに拘らず、事實上選舉運動を總括主宰したときは、當選を無効にしないといふ但書をつけたのであります。これも政府原案には無く、又貴族院の反對に拘らず、衆議院は堅くとして動かず、兩院協議會でも他の條項は貴族院の修正に譲つてこれを固執したのであります。

このことは如何に選舉違反の制裁として當選無効が、當事者にとつて効果あるかを示すものであると共に、更に又他の脫法行爲が行はれせぬかを憂へしむるのであります。結局は英國の一八八三年の腐敗及違法行爲防止法に於けるが如く、選舉事務長は固より苟も選舉運動に携はつてゐるものならば、法律上の選舉運動者でも、事實上の選舉運動者でも、報酬を受くると否とを問はず、議員候補者又は選舉事務長等から選舉運動を委託せられ、或は又委託しないでも、承認若は默認してゐる一切の者の選舉犯罪に、當選無効の効果を付せねば徹底しないのではないかと思はれます。

英國の此の法律は、我國現時の選舉腐敗のそれよりも甚しかつた政界

英國の腐敗及違
法行爲防止法

の腐敗を一舉にして廓清したといはれてゐるだけあつて、中々嚴重であり、それは單に買収犯罪に限らず、買収、饗應、利害關係に依る誘導其の他の腐敗行爲が犯された場合には、當選を失ふばかりでなく、その選舉區に於ては、七年間被選舉權を剝奪されるのであります。その他の取締規定の違反でも、その選舉の當選が無効なのは勿論、その選舉の行はれた議會の期間中はその選舉區に於ける被選舉權を失ふのであります。殊に連坐規定の但書の参考になるのは免責條件に就てでありまして、買収等の腐敗行爲が犯された場合には全く免責を認めません。饗應又は利害關係に依る誘導が犯された場合及取締規定違反等の違法行爲が犯された場合には、その事犯が些細輕微且限局されたもの限り、議員候補者又は選舉事務長の指圖に反し且その承認若は點認を受くることなしに行はれたこと、腐敗行爲及違法行爲を防止する爲の相當なる手段の一切を講じたことなどが、議員候補者によつて證明されなければ、當選無効その他の効果の發生を防止することは出来ないであります。我國選舉法の選任監督に過失がなければ責を免るゝのと、腐敗行爲を防止する爲め

選挙犯罪者の缺格

第三百三十七條

相當な手段の一切を講じたに拘らず生じたといふ證明がなければ責を免れ得ないとは、これだけでも格段の相違といはなければなりません。次は選挙犯罪を犯し刑に處せられた者に對して選挙權及被選挙權を禁止することとあります。これらの者は選挙の公正を重んじない者でありますから、刑罰を科してその反省を促すばかりでなく、これらの者を選挙場裡から遠ざけて選挙界の廓清を期するのであります。即ち選挙犯罪の内輕微な形式的犯罪を除き、罰金の刑に處せられた者は其の裁判確定の後五年間、禁錮以上の刑に處せられた者は、其の裁判確定の後刑の執行を終る迄、又は刑の執行の免除を受くる迄の間及その後五年間は衆議院議員の選挙權被選挙權のみならず、選挙法罰則を準用する貴族院多額納税議員、市町村府縣會北海道會等の地方議員の選挙權被選挙權を失ふのであります。更に此の規定も準用される結果、反對に貴族院多額議員やこれらの地方議員選挙に當つて選挙犯罪を犯して刑に處せられた者は、衆議院議員の選挙權被選挙權を一定期間剝奪されることとなりますから、この規定の効果は相當重大だといはなければなりません。殊に買収犯罪

累犯者の加重

第三百三十七條第二項

裁判所の宣言による缺格の緩和

の再犯以上の者は、惡質の程度が甚しいのでありますから、その缺格期間を長くし一般の場合の五年間を十年間にしたのであります。

これらの選挙權被選挙權の禁止は、罰金以上の刑に處せられたときには、法律上當然に伴ふ効果であつて、別段裁判所の宣言を必要としません。併し乍らこれらの選挙犯罪を犯した者にあつては、中には極めて情狀の輕いものもありますから、それも一樣に五年も缺格者にしてをくのは苛酷だといふばかりでなく、例へば衆議院議員選挙で一村に多數の小違反者を出した爲に、町村會議員選挙に故障を生じて自治行政が行へないといふ様な極端な場合も考へられるのでありますから、裁判所は犯罪の情狀ばかりでなく一般の事情を斟酌して、刑の言渡と同時に、五年間の缺格を適用せず、若はその期間を短縮する旨の宣言を爲すことを得ることゝしたのであります。買収犯再犯以上の者に對しては、十年間を短縮する旨の宣言を爲すことを得ますが、缺格の期間を全然適用しないといふことは出來ないのであります。

選挙犯罪により罰金以上の刑に處せられた者でも、其の刑が六年以上

の懲役又は禁錮であつた場合には、選舉缺格者として一生涯選舉權被選舉權が無いのは第六條に規定されてるのであります。選舉犯罪者の缺格規定は犯罪行為による一種の効果であり、刑罰規定と不可分の關係にあるので罰則の中に掲げたのであります。性質上は寧ろ選舉權被選舉權の規定と共に規定さるべきであります。

選舉界を清淨にし、選舉民の意思を自由活潑に、選舉を表現せしめ、國政に反映せしむる爲めには、刑罰によつて違反者を反省せしめ、惡質者を選舉場裡から遠ざけるのは結構ですが、それと共に選舉取締法規も單に威嚇的であるばかりでなく、實効的でなければならず、徒に煩鎖細密の規定を設けて、正直な選舉民を脅かしつゝ、職業的違反者に馬鹿にされるやうなことがあつてはなりません。此の點からは選舉淨化肅正の爲めには、選舉民の政治教育を根本とし、選舉法規の周知徹底を期すると共に、現行選舉法規改正の餘地ありと思はれるのであります。

第二十講 公選議會たる衆議院

公選議會の構成——代議政治——政治的會議との差——帝國議會の成立——
 專制政治の法——立憲政治の法——國の收入支出——豫算協賛と決算審
 査——衆議院の豫算先議——貴族院の豫算修正權——豫算の不成立——緊
 急勅令の承諾——行政命令と豫備費——責任支出——通常議會——臨時議
 會——特別議會——質問、決議、建議、上奏——請願——議事の公開——
 議事の手續——議長——議員の身體言論の自由

第一節 帝國議會

公選議會の構成

有効投票の最多數を得た議員候補者が當選するといふことは、一人一票でありますから投票の數は選舉人の數を意味して、多數の推舉により輿望を負うた者が衆議院の議員となつて國政に參與するわけになります。これを選舉人の側からいへば自分等が直接國政に參與出來な

代議政治

いから、適當と信ずる人を選んで代つて國政に參與して貰うのであります。これが國民代表の意味であり、代議政治の意味であります。

立憲政治は國民政治といはれますが、國民が政治の主人であるといふ意味ではありません。民意による政治といつても、國民全體が國政にたづさはることは出来ません。昔のギリシヤの都市國家や、今でもスキスの山間の小邦では、公民全部が一つ處に集つて國政を議決する處もありますが、國が大きくなり、人民の數が多くなつては、到底そういふことは出来ませんから、國民が選舉によつて代表者を出し、その公選議會が國の立法その他に參與することによつて、所謂代議政治が行はるゝのであります。

人民の選舉によつて代表者を選ませ、國家機關を構成することは、理論的にはこれによつて國民の總意とか、人民の共同意思とかいふものを發見し、これを國家意思に統合するといふことになるでせうが、實際的にはかくすることによつて、選舉人の意見と利益とが國政の上に反映されて、民意による政治、人民のための政治といふものが行はれる結果に

政治的會議との
差

なるのであります。それは選舉人個々の利益であり、國家に貢獻したい心に満足を與へるばかりではなく、廣く天下の意見を聞き、優秀公正なる人材を集めて、國家の政治に参加せしめるといふことは、野に遺賢なからしむる所以であり、國家によつて頗る有益なことなのであります。それ故に近代國家はこの制度を採用し、これによつて運用されてゐるのであります。

重大事件が起つた時に、大勢が集つて相談するといふことは、一家に於ても一國に於ても同じことでありまして、その意味での會議政治といふものは、天安河原に八十氏神が神集りまして神議り給ふたといふ古事記に記された時代からの事といつてよいでしょう。又或る重要な事項を決する場合に、最高の役人でもその專斷が出来ない様に合議率制するやうな組織を作つておくことは、封建時代の專制政治にも見られるのであります。立憲政治に於ける議會はこれと形式は似てゐても、これが實質と精神とは異なるのでありまして、國民の公選により、國民の代表者が、國民の意思を發表して、國民參政の實を擧げると共に、議會は重大事件

が起つてから集まるのでなくて、常例的に集つて、一定の事項はこの機關に諮らなければ實行し得ないといふことを、憲法で定めてゐるのであります。帝國憲法は此の意味で、公選せられたる議員を以て組織する衆議院を、帝國議會の一院としてゐるのであります。

帝國議會の成立

憲法第三
十三條

全國百二十二の選舉區から、最多數の投票を得て當選した議員が四百六十六人集つて、衆議院が成立する、これが公選議會であります。公選された議員を以て組織された議會が、國政に参加するといふのが、立憲政治の要件であります。その外に第二院があるのが、英國を初め多くの例でありまして、我が國でも公選議員から成る衆議院の外に貴族院があつて、この兩院が合して帝國議會が成立するのであります。これを二院制度と云ひます。

兩院合して一つの帝國議會が成立するのでありますが、議事は兩院が別々に會議を開き決するのであつて、質問、決議、建議、上奏といふ様なことは、各院獨立して出来るのであります。兩院の可決がなければ成立しないのは、たゞ法律と豫算の協賛とか緊急勅令の承諾とかの場合で

ありますが、これが帝國議會の活動として最も重大なものでありますから、これから説明してゆきませう。

第二節 法律と豫算

專制政治の法

立憲政治の法

帝國議會は普通に立法議會と云はれる如くに、天皇の立法權に參與する意味での立法機關であります。立憲政治は法治政治であるといはれてゐます。專制政治の時代にも法はありますが、その法は役人の心得であり、人民を縛るものではありませんが、政治權力者を拘束するものではありません。これに違ふても人民の側から訴へることも出来ませんし、法に違ふた處置も甘んじて受けなければなりません。治者は斬捨御免で、人民は泣く兒と地頭には勝てぬものと觀念し、長いものにはまかれて泣き寝入りし、無理が通れば道理を引込ましてゐなければならなかつたのであります。それ故お上から何を命令されるか、何をすれば罰せられるのか、なか／＼安心してその日その日を暮してゆけませんでした。それが立憲政治になると、治者も被治者も同じ法の下にあり、法に従つて政

が行はれますから、人民はその向ふ所を知り得、そこに始めて自由が生ずるのであります。しかもその法は人民の代表者の同意によつて定められ、豫め何が法であるかを知らされて、その法によらなければ、人民は何事も強制されず、法あつて初めて犯罪があり、法に基いて初めて罰せられるといふに至つて、こゝに自由が保障されるのであります。立憲政治に於てはもはや官吏の手加減で課税されることもなければ、行政官の裁量で罰せられないことは勿論、裁判官も法律によらなければ處罰することを得ないのであります。

法律によらなければ租税をとることが出来ないと共に、税の種類、税率も法律によらなければ變更することを得ません。通信事業、鐵道、專賣その他の官業も運賃、煙草定價等は政府が定められますが、電報料、郵便料金は法律によらなければ行へませんし、國債を起し、豫算の外に國庫の負擔となるべき契約は、帝國議會の協賛を経なければなりませんから、結局は國民の負擔に歸する國家の収入の方は全部公選議會の議を経る仕組なのであります。

國の收入支出

豫算協賛と決算
審査

而して此の收入を、如何なる目的、如何なる方法で使用するかといふ國庫の支出の方面も、國民を代表する議會が相談に預つて定めるといふのが立憲政治であります。それは政府の政治を批判し、行政を監督すると同時に、國家の收入支出を一年毎に豫算に掲げることは、國の政治を如實に一覽的に示すものでありますから、これを議會を通じて國民の前に明にし、國民國家の現状を知らしむることにもなるのです。

更に一年の歳入と歳出を豫算に組んで帝國議會の協賛を経るばかりでなく、この豫算が果してその定めた通りに、その趣旨に従つて使用されてゐるかといふことを調べるには、政府から獨立した會計検査院といふ特別の官廳を置いて、決算を検査した上で、帝國議會に提出せしめ、議會は豫算を審査する様に決算を審査して、財政監督を全うすることになつてゐるのであります。

法律案は政府の提案を議するのみならず、兩院議員が一定の手續を経て、その院に提出することが出来ます。法律案を政府が提出するのには兩院何れを先にしてもいゝのであります。豫算案は政府のみが提出し

衆議院の豫算先
議

得るのみならず、その順序は先づ衆議院に提出しなければなりません。結局は國民の負擔に歸する國庫の收入と、國家各般の施設の費用を支出するに就ては、政治的には國民を代表する公選議會の中樞である衆議院の議決を重んぜんが爲であります。即ち衆議院で政府提出の豫算を全體として否決すれば、もはや貴族院に提出することは出來ず、政府はその政策遂行の道を失ひますから、内閣の總辭職か衆議院の解散といふことになりませんが、衆議院が可決すれば、たとひそれに一部修正を加へても修正された豫算案が貴族院に廻付されてその議決を経ることになるのであります。貴族院は豫算案に關する衆議院の議決を修正することが出来るかどうかには就ては問題がりましたが、樞密院に御諮詢の結果、有りといふことに定まりました。衆議院は豫算の先議權があるだけで、その他に於ては兩院の權能は同等であるといふ解釋であります。憲法が豫算を先に衆議院に提出せしむるのは、衆議院のもつ豫算に關する權限を特に尊重する意味があるのでありますから、從來からその精神は尊重されてゐることは云ふ迄もありません。豫算案は政府だけに提出權があるの

貴族院の豫算修正權

ですから、修正の場合でも、削減は爲し得ても、增加的修正は爲し得ないことになつてゐます。豫算を増加修正するといふことは、その事項なり金額なりに付ては、部分的に豫算を提出することになるからであります。又法律案でも豫算に伴ふものは、衆議院に先に提出する慣例になつてゐますは、これは單に便宜上の問題と解すべきでありまして、近頃のやうに、議案の分配が一方に偏して、審議が順調に行はれないのを救済する爲には、法律案は豫算に關係あつても先に貴族院に提出してもよいのではないかと思はれます。

豫算は毎年之を定めるので、效力は一年限りのものであります。衆議院の解散其の他の事情によつて、帝國議會が豫算を議定せず、豫算成立に至らない時には、その年の豫算の協賛はないわけですが、それでは一時も活動進展を止めない國の政治が行へませんから、憲法はかゝる場合の爲めに、政府は前年度の豫算を施行することにしてゐます。前年度の豫算の項目と金額を踏襲して、その範圍に於て實行豫算を作つて、その年の豫算を施行するのであります。

豫算の不成立

憲法第七
十一條

緊急勅令の承諾

併し乍ら帝國議會の會期は三箇月であつて、あとの九箇月は帝國議會は開かれておません。その間に法律を要するやうな事件も起るでせうし、豫算に計上してゐない費用を必要とすることもありませう。その著しき場合には臨時議會の召集をするでせうが、その程度に至らないものが多いのです。それに應ずる爲めには、帝國憲法は二つの例外を設けて、法律に代るべき緊急勅令を發し、緊急財政處分を議會閉會中に政府が出来ることを定めておます。この場合には次の會期に於て帝國議會の承諾を求めることによつて、原則と例外との調和を計つてゐるのであります。これは如何なる場合に行へるかといへば、公共の安全を保持し、緊急の必要がある場合に限られるのであります。緊急命令は公共の災厄を避くる爲めといふ消極的の場合にのみに限られ、緊急財政處分の方は、内外の情形に因り帝國議會を召集すること能はざるときといふ、積極的の條件を加へてゐることに注意を要します。

行政命令と豫備費

憲法第九條

公共の安全を保持する緊急の場合でなくとも、公共の安寧秩序、民衆の福利を増進するための必要ならば、議會の協賛を経ない所謂行政命令

憲法第八條

憲法第七十條

によつて、政府が法規を定める道が廣く認められておますが、その外議會の協賛を必要とする法律によつて大要を定めて、その法律を執行するのは命令に任せるといふ方法をとるのが普通であります。これを執行命令といつておます。

豫算の方では、豫算の不足を補ひ、豫算外支出の爲めに、豫算の内に豫備費を設けておき、後日帝國議會の承諾を求めることになつておます。この政府が自由に出来る範圍が比較的廣く定めてあるのが、帝國憲法の特色といはれてゐる所でありまして、これは帝國議會が三箇月といふ、外國に比べて非常に短かい會期であることに基因しますが、それだけ公選議會の國政參加の權能が狭いといひ得るのであります。

國家の歳出歳入は豫算を以て事前に議會の協賛を経、豫算外支出は事後に議會の承諾を得なければならず、豫備費を以てしても必要の支出を充すことが出来ないときには、議會を召集して追加豫算を提出して協賛を求めるか、緊急財政處分をしておいて、次の議會に提出して承諾を求める外ないのですが、我國に於ては從來此の場合に政府の責任を以て國

責任支出

憲法第六
十九條
憲法第六
十四條

庫剩餘金の流用をして、次の議會に於て承諾を求め責任解除をなす慣例があり、これを責任支出といつてゐましたが、これは憲法の認めてゐない方法で、違憲だとして攻撃されてゐた所であります。

第三節 通常議會と臨時議會

通常議會

帝國議會は毎年一回必ず開かなければなりません。帝國議會があつても開かないてゐては民意を聞くことは出來ず、政府のなすところの政治を批判し、行政を監督することが出來ませんから、國民代表の國家機關を作つておいても何にもならぬことになります。行政官廳の如く常時開かれてゐるのではありませんが、一年に一度は必ず開かなければならぬのであります。これが通常議會であります。それは毎年の歳計豫算を議定する必要から、會計年度の開始期である四月一日前には必ず豫算の協賛を了るやうな時期を選んで、それは同時に農閑期でもあるのですが、毎年十二月下旬に召集され開會される習慣になつてゐます、會期は三箇月でありますから、三月下旬には閉會されることが豫定されてゐるわけ

です。

臨時議會

併し乍ら國家の必要は、毎年三箇月の會期をもち三月下旬に閉ぢられる通常議會だけで濟むとは限りません。御大禮豫算を協賛するとか、戦時又は天災の爲めの豫算を必要とするとかいふ臨時緊急の必要ある場合に於ては、臨時議會を召集することを得ます。議會の召集開會閉會はすべて勅命によるのであります。この臨時議會は會期も勅命によつて定まるのであります。即ちその場合場合の必要に應じて定められるのですが、從來の例では大抵一週間、長くとも二三週間を越えてゐません。

衆議院解散後五箇月以内に召集せらるべき議會、即ち總選舉によつて

特別議會

新しく選出された議員を召集する議會は、特別議會と呼ばれますが、多くの場合は臨時議會であるといへ、通常議會のこともあり得るのであつて、つまり五箇月以内に通常議會が開かれる場合には、その通常議會として開かれることがあります。それでありませから解散後の特別議會の會期といふものは、特別に定つてゐないので、通常議會なら三箇月、臨時議會ならば、臨時緊急の必要に應じて定められるわけであ

質問、決議、建議、上奏

ります。

第四節 其他の權能と議事手續

法律と豫算に對する協賛により、立法權と財政權に參與し、間接には行政を監督し、司法を制限するのが、帝國議會のもつ最大の權能であります。その外の國務に對しても、政府を監視し、國民の意思を表示して、廣く政治に協力貢獻參加することが出来るのであります。それは質問、決議、建議、上奏といふ様な形式によつて行はるゝので、法律的には軽いやうに見えますが、政治的には重大なことがこの形式方法によつて行はれてゐるのであります。例へば條約締結は帝國議會の同意を要しないのであります。外交質問によつて政府を批判糾弾することも出来ますし、官制を定め官吏を任命することは、政府の責任に於てなし得る大權事項であります。官紀紊亂の事實がありますれば、溯つて國務大臣の輔弼の責任を問ふことも出来ます。それが政府不信任の決議とか、臣節綱紀に關する上奏とかいふことになりますと、衆議院の解散或は内

決議

閣總辭職を導くといふ様な、政治的に見れば重大なる効果を生ずること、小法律案の否決や豫算案の小修正どころの騒ぎではありません。

決議の中には、皇室に對する慶祝とか災害に關する慰問といふ様な政治的意味を含まず儀禮的に全國民を代表した感情意思を表示する場合もあります。政府に對する建議は大體に於て、政府を信任する基礎の上に行はれることで穩かなものですが、輕微なものとは限りません。國體明徴の爲めに政教刷新の建議がなされるれば、その社會狀勢如何によつては、政治的にも重大な意味をもつて來るのであります。

質問

この質問、決議、建議、上奏といふやうなことは、帝國議會として行ふのではなくて、質問權は各議員各個がもつてをり、決議、建議、上奏は各議院が別々にするのであります。質問は議員各個がするのであります。答辯は、これに對して政府は答辯しなければならぬ義務があり、答辯をしなければその理由を明示しなければなりません。内閣總理大臣の施政方針についての質問を、反對黨の黨首がすればその政治的意味は重大であり、その政治批判が國民に訴ふる所は大なるものがあり得るわけです。

請願

これは政黨の政治勢力を背後に背負う大政黨の首領でない場合でも、その個人的聲望識見によつて一人の力よく内閣を震撼させるといふ例もないではありません。

憲法が定めてゐる議院のもう一つの職能は、人民の請願を政府に取次ぐこととあります。各議院に提出する人民の請願は、議員の紹介により議院がこれを受取つて、これを請願委員に付して審査し、その採擇すべきものには意見書を附して政府に送付するのであります。毎年各議院の取扱ふ請願件数は相當多いのですが、選舉權が擴張され議會政黨の政治的力が大になるに従つて、この人民の請願權といふものは、立憲政治以前の如く重要なものではなくなつて來たのであります。たゞ普通選舉の徹底とか、婦人參政權の獲得とかいふ運動を全國的に行ふために、請願の形式を利用して多數の署名を求め、合法的に一種の人民投票、人民發案を行ふといふやうな方向に發達することは、政黨の不信用から、選舉民が直接に議會政治に働きかける手段として行はれるかも知れません。

議事の公開

兩議院の會議は公開を原則とし、その議事録は速記によつて刊行し公にされるのであります。委員會と兩院協議會は傍聽を許しませんが、本會議は男女とも未成年であつても議員の紹介があれば傍聽することが出來ます。但し政府の要求又はその院の決議によつて秘密會にすることが出來ます。秘密會の場合は議長は直に傍聽人を退去せしめ、その議事は刊行しないのであります。この議事の公開と議事録の刊行が、議會政治を國民政治、輿論政治たらしむる有力なる手段方法でありまして、議會傍聽人の數は限られ、官報號外による議事の速記録を讀む人は少ないのであります。新聞記事によつて議會の模様は速かに廣範圍に知らされますから、今日の議會政治は或點からいへば、新聞紙を通して初めて國民政治たり輿論政治たり得るのであります。

兩議員は各々その總議員の三分の一以上出席するに非れば、議事を開き議決を爲すことを得ません。憲法改正の如き重大議案を議するには總議員の三分の二以上出席してゐなければなりません。これを議事の定足數といつてゐます。定足數を缺いたら議長は會議を散會します。議場が

議事手續

憲法第四十六條

憲法第十七條

騷擾にして整理し難いときも會議を中止し又は閉づることを得ます。
議決は通常の場合は出席議員の過半数を以て決しますが、可否同数のときは議長が決する所によります。特別の場合は憲法改正の如きで出席議員の三分の二の多数でなければ議決されないのであります。即ち通常の場合は、最も少数ならば總議員の六分の一に一人多ければ可決できるのですから、重大事を決するにはそれでは餘りに少数に過ぎますから、九分の四以上でなければ議決出来ないことにしてあるのです。衆議院は四百六十六人ですから、通常の場合は七十八人でもつて事を決せられ、特別の場合でも、二百七人でもつて議決が出来るのです。

議長

議長は各議院一人づつで、任期は議員の任期に依り、議院の秩序を保持し、議事を整理し、院外に對して議院を代表するものであります。議員は議會の開會中でなければ議員としての活動はなし得ないのですが、議長は閉會の間に於ても仍其の議院の事務を指揮するのです。

憲法が議員を以て帝國議會を組織せしめるのは、全く言論を以て自由に國政を討議せしめんが爲めであります。それ故に議會を言論の府と云

議員の身體言論の自由

憲法第五十二條

ひ、議會開院式の御勅語には、常に慎重審議すべき旨を仰せられてあるのであります。議員が自由にその意見を述べて、其の職務を實行せしめんが爲に、憲法は兩院議員が議院に於て發言したる意見及表決に付、院外に於て責を負ふことなきを規定してゐると共に、現行犯罪又は内亂外患に關する罪を除く外は、會期中其の院の許諾なくして逮捕せらるゝことなきを定めてゐます。これは昔イギリスに於て、政府が犯罪ありといふ名義で、反對黨議員を逮捕して、その職務執行を妨害したことがあるので、特にこれを議員の特權の重要なものとして規定してあるのであります。言論自由は言論の放恣を意味せず、皇室に對し不敬の言語論説を爲すことを得ず、無禮の語を用ゐることを得ず、他人の身上に涉りて言論することを得ないことは、議院法で定めてゐるところであります。

憲法第五十三條

第二十一講 貴族院と樞密院

兩院の關係——兩院協議會——二院制度——貴族院の組織——任期と定員
 ——兩院議員兼職禁止——貴族院の立場——樞密院——樞密院の諮詢事項
 ——樞密院の組織——皇室典範による權限任務

第一節 兩院の關係

兩院は別々に會議を開き議決するのでありますが、法律案でも、豫算案でも、事後承諾案でも、兩院の可決がなければ、帝國議會の協賛、承諾があつたとはいへないので、法律は否決され、豫算は成立しないことになるのであります。若し一方の院が修正して可決した場合、それを他の院がそのまま承認すればいいのですが、それを原案に復すとか再修正するとかいふことになつて、兩院の議決が一致しない場合には、兩院協議會を開くのであります。兩院協議會といふのは、兩院から各十人以

兩院の關係

兩院協議會

一院制度

下の同数の議員を委員に選舉して協議案を作らしめ、これを更に兩院にはかつて決するのであります。

このやうに議會が二つの會議體に分れて、別々に會議を開き議事を決し、その二院の議が合した時に初めて議會としての意思が定められ、一院だけの可決では効果を發生しないといふのは、議事を慎重にする意味であつて、一院が勢ひに乗じて或る議決をしても、他院が冷靜にこれを審議し、反省を促すの餘地を残すのであります。それは單に兩院間の問題に止まらずに、此の間に國民的判斷を輿論に問ひ、輿論の熟するを待つといふ政治的效果も期待出来るわけでありませぬ。

二院制度の目的が事を慎重にするにあるため、どこの國でも二院制度をとる場合に、一院を比較的保守的傾向をもたしめるのが常例であります。イギリス、イタリー、一九三一年迄のスペイン等の君主國では、公選議院の外に我が國の貴族院の如く、貴族又は勅任議員による一院をもつてゐるのであります。フランスや北米合衆國の如き共和國では貴族がみませんから、兩院議員共に國民の公選によるのであります。ただそ

憲法第四
十四條

の選舉方法を異にして、一方の被選舉年齢を高くするとか、任期を長くするとかして、保守的傾向を帯びさせやうと試みてゐるのであります。兩院は帝國議會として常に同時に召集開會閉會されるのであつて、衆議院が解散されたときには、貴族院は停會されるのであります。

第二節 貴族院

貴族院の組織
憲法第三
十四條

「貴族院ハ貴族院令ノ定ムル所ニ依リ皇族、華族及勅任セラレタル議員ヲ以テ組織ス」るのであります。貴族院令によれば、成年に達せられた皇族男子と、滿三十歳に達した公侯爵は、選舉を用ゐずして直に貴族院議員となり、その他は伯子男爵を有する者で滿三十歳に達し同爵の互選により當選した互選議員、國家に勳勞あり又は學識ある者から勅任された所謂勅選議員、帝國學士院會員中から互選されて勅任された者、北海道各府縣に於て土地或は工業商業に付き多額の直接國稅を納むる者から互選され勅任された、所謂多額納稅議員を以て組織されてゐます。

任期と定員

任期は身分の上から貴族院に議席をもつ皇族及び公侯爵議員が終身で

あることは勿論であります。勅選議員も終身議員であります。その他の互選議員は、伯子男から互選された華族議員たると、帝國學士院議員たると、多額納稅議員たるとを問はず總て七箇年で、衆議院議員の四箇年よりは長くしてあります。皇族及び公侯爵議員には定員がありませんが、その他は伯爵十八人、子爵六十六人、男爵六十六人で、華族互選議員合せて百五十人、勅選議員は百二十五人以内、帝國學士院議員は四人多額納稅議員は六十六人以内であつて、現在では貴族院議員數は四百四名で、衆議院議員の四百六十四名よりは少いのであります。

兩院議員兼職禁止

事を決するに當つて慎重にするといふ意味から、貴衆兩院が別々に會議し、別々の立場から見て、一方が國民の意思を代表して強く、他方が國民の知識と經驗を盡して冷靜慎重に、同一事を兩面から見て行くといふ建前でありますから、兩院議員を同一人で相兼ねることは許されません。衆議院議員である人が貴族院議員に勅任されれば、どつちかを辭さねばなりませんし、貴族院議員である人が衆議院議員に當選した場合も同じであります。華族の戸主に衆議院の選舉權被選舉權の無いのも、同

一理由によるものであつて、公侯爵は三十歳になれば當然貴族院議員になり、伯子男爵は九百家で百五十人の互選議員を帝國議會に送り得るのでありますから、その上に衆議院議員の選挙権、被選挙権を與へては、二重の参政権をもつことになるといふのが、衆議院の選挙被選挙権を與へなかつた理由であります。それにしても一般國民が十三萬人に一名の衆議院議員を出す割合に比較して、六家に一人の割合で貴族院議員を出し得、被選挙権からいへば一層甚しい差があることは、政治上の大きな特権といはなければなりません。

衆議院が國民から選出された國民代表の合議體であつて、その多數を以て決せられたものを民意と見る制度が、立憲政治でありますから、貴族院は多數黨の行き過ぎを矯めるとか、衆議院が國民意思を代表してゐない場合に、その權能を發揮するといふ風に、補足的副的地位にあるのであつて、外國の上院は下院よりも權限を狭くし權能を弱くしてゐるのが常であるに拘らず、貴衆兩院を同等の權限にしてゐるのは、我が國立憲制の特色であります。併し乍ら衆議院が眞の民意を代表してゐない

貴族院の立場

といふ様な場合は稀な筈でありますから、衆議院の多數によつて決せられたものを、貴族院が否決するといふやうなことは、よく／＼の事であつて、貴族院の反對によつて衆議院の議決が潰れるといふ様なことは、例外的の場合といはなければなりません。

第三節 樞密院

樞密院

樞密院を以て第三院などといふこともありますが、これは或る意味を含ませた形容の言葉であつて、制度上は貴衆兩院の如き獨立の地位にあるものではありません。樞密院は天皇の諮詢に應へ重要な國務を審議する最高顧問府であります。諮詢を待つて會議を開き意見を上奏するのであつて、自ら發議し得ないのであります。天皇が樞密院に諮詢せらるゝのは、國務大臣からの奏請に基くのでありますから、發議の權は國務大臣にあるわけでありませんが、一定の事項については、樞密院官制に、諮詢を待つて會議を開き意見を上奏すべきものとして定めてありますから、これらの事項に關しては、國務大臣は諮詢を奏請しなければならぬ義務

樞密院の諮詢事項

があるわけでありませぬ。

樞密院は憲法草案の諮詢を最初の目的として、憲法發布以前から設けられてゐたものでありますから、その後も樞密院の最も重要な職務として、憲法維持の任に當るべきもので、通俗に憲法の番人といはれるのもこの爲めであります。憲法の條項を改正すべき勅命ありし場合には、その草案を樞密院の審議に附すべきは勿論、憲法の解釋に關して貴衆兩院の議が合はず、又政府と帝國議會との間に意見を異にした場合の如きは、憲法の疑義は樞密院に諮詢して後に決せらるべきものであります。その外選舉法を初め、請願令、裁判所構成法の如き憲法附屬の法令に付ては、帝國議會の議を経る前に樞密院の審議に付して後政府原案を作るのであります。

憲法が帝國議會の議決を経るを要せずとした重要國務は、これを單に國務大臣の輔弼にのみ待たず、更に慎重にして樞密院の諮詢を経べきものとしてゐるのでありますから、法律に代るべき緊急命令や、緊急財政處分の勅令の如き、議會閉會中政府の責任に於て行ふものは勿論、行政

命令、執行命令でも、罰則のある勅令や、國際條約、戒嚴の宣告の如き議會開會中と雖も、議會の議に附せずして樞密院に諮詢して行ふことになつてゐるのであります。

樞密院の組織

樞密院は議長、副議長及び顧問官二十四人を以て組織せられ、何れも親任官であり、その上司法官のやうに制度上の終身官ではありませんが事實上は御信任の失はれない限りその地位を保持してゐるので、平均年齢七十歳を超えてゐる狀況であります。樞密顧問官の外、各國務大臣は其の職權上より樞密院に於て顧問官たる地位を有し、議席に列し表決の權を有するのでありますから、制度上では、樞密院の御諮詢奉答には常に國務大臣が參加してゐるわけでありませぬ。これは樞密院は内部的の機關であつて、外に對して責任を負うのは國務大臣でありますから、これを表決の數に加へるので、現在の如く國務大臣十三名の場合には六七人の顧問官が内閣と同意見ならば多數を占め得るのであります。併し乍ら樞密院の會議は、天皇最高の顧問府として、天皇親臨の下に開かれるのが原則となつてをり、顧問官が各自の意見を聖聽に達して啓沃し奉り、偏

倚なきを期するのが主旨でありますから、樞密院が多数を以て意見を決して御諮詢に奉答するものではありません。たゞ樞密院の決議の數に於て内閣側の意見と反對の奉答があつた場合に、内閣がその不採擇を奏請し、或は別に少數意見の御裁可を奏請して、聖斷を仰ぐといふやうなことがあつてはなりませんから、奉答は常に全會一致の形式にまで歩み寄つてなされるのであります。時には樞密院の反對が強くて責任内閣が總辭職をした事例もありますが、これは立憲政治の本旨に違ふものであつて、施政の責任はどこまでも國務大臣が負ひ、樞密院は施政に干與することなきを、樞密院官制にも特に掲げてゐるのであります。

この外樞密院の最も重大なる任務は、皇室典範に於てその権限に屬せしめられた事項でありまして、これは單に天皇の諮詢に應ふるのみならず、天皇が久しきに亘る故障のため大權の行使不能の場合に、攝政を置くべきか否か、攝政又は攝政となるべき順位に在る皇族が、身體精神に重患ありて、執政不能の状態に在る場合に、その順序を變更するといふ様な稀有ではあります。重大な事項が生じたときに、皇族會議と共に、

皇室典範による
権限任務

皇室の機關として樞密院がこれを議決するの任に當るのであります。皇室典範が皇族會議及び樞密院に諮詢すべき皇室の大事として掲げてゐるのは、左の三項目であつて、樞密顧問官たる人は、この重大事に當る爲めにも、特に老熟慎重でなければなりませんから、樞密院官制では

四十歳ニ達シタルモノニ非サレハ、議長副議長顧問官ニ任スルコトヲ得ス

としてゐるのであります。尙世間で樞密院廢止すべし、改革すべしといふ場合にも、この皇室に關する権限には及んでゐないことを注意しなければなりません。

一、皇嗣精神若ハ身體ノ不治ノ重患アリ又ハ重大ノ事故アルトキ繼承ノ順序ヲ換フル場合

二、先帝遺命ヲ以テ太傅ヲ任セサリシトキ攝政カコレヲ選任スル場合

三、太傅ヲ退職セシムル場合

第二十二講 司法裁判所と行政官廳

司法權と行政權——三權分立——我憲法の三權——行政權からの獨立——
 司法官と行政官——裁判の公開——三審制度——陪審制度——中央政府と
 地方自治體——中央官廳と地方官廳——府縣知事——支廳長——市町村長
 ——行政裁判所——會計検査院——行政訴訟

第一節 立法、司法、行政の三權

國民の公選による帝國議會が、法律の制定に協賛しても、その法律が
 どう行はるゝかゞ大事なこととあります。この法律を制定する立法權に
 對して、制定された法律を執行する國家權力が、司法權と行政權とであ
 ります。司法權と行政權とは、共に法律の下に於ける國家の活動たる點
 に於ては同じであります。司法權の方は民事及び刑事の目的の爲めに
 する作用であり、行政權の方はその他の目的の爲めにする作用たる所に

司法權と行政權

差があります。民事の作用とは私法關係の秩序を保つ爲めに國家がこれ
 に關與する作用で、刑事とは犯罪者を刑に處する爲めにする國權の作用
 であつて、法規の下に行はれる國權の作用の中から、民事刑事の作用を
 除いたものが行政だといふことが出来るであります。即ち行政といふ
 のは廣汎であると共に茫漠たる觀念だといふことになるのであります。

三權分立

權力を有する者は、とかくそれを濫用したがるものであつて、ヨーロッパ
 ツバ諸國民は、專制君主の下に於て苦い經驗を嘗めたのであります。そ
 こで立憲政治に於ては先づ第一に權力を分けて互に牽制させ、その壓力
 を小さくしなければならぬと考へたので、權力者が壓制的な法を作つて
 壓制的にこれを執行するといふやうな事があつてはならぬから、法を作
 るときは、國民の承認を受けるといふ意味で國民の代表議會によらしめ
 るばかりでなく、その法の執行については民事刑事の裁判をする司法權
 と、その他の一般政治を行ふ行政權とを分け、別々の機關を設けて互に
 相侵さしめないやうにするといふのが三權分立の考へであります。併し
 乍ら三權が獨立して相對したのでは國權の統一調和は破壊されてしまふ

のでありますから、立憲政治の實際に於ては三權分立を嚴格に行つてゐるのは北米合衆國の憲法のみといつてよく、他はたゞ立法司法行政の三權が別々の機關で行はれたならば足るとしてゐるのであります。

我憲法の三權

我國に於ては、天皇は帝國議會の協賛を以て立法權を行ひ、司法權は天皇の名に於て法律に依り裁判所これを行ふのであります。行政權については、天皇は、行政命令を發し、又は發せしめ、行政各部の官制及文武官の俸給を定め及び文武官を任免するの大權を有し給ひ、天皇を輔弼し其の責に任ずる國務大臣が各省大臣として、行政權の責任機關を構成してゐるのでありますから、三權分立は國家の統治權を三分する意味でなくて、天皇總攬の下に別個の國家機關があつて、これを行ふ意味が明かなのであります。

第二節 司法裁判所

臣民の權利義務に關する事項は、國民を代表する議會の協賛を経た法律を以て定めなければならぬと憲法で規定しても、もしその法律を實際

に適用する時に、昔の專制政治に於けるが如く、權力者の都合で左右され曲用されたのでは何にもなりません。いくら善い法が定つてゐても、その法による裁判が悪くては、人民が苦しむことに於て、悪い法があるのと同じでありますから、裁判の公正といふことは、人民の最も希望した所であり、專制政治の時代でも、裁判がよければ善政を謳歌されたのであります。それ故に立憲政治に於て眞先に期せられた所は司法權の行政權からの獨立でありまして、我が憲法でも

憲法第五
十七條

司法權ハ天皇ノ名ニ於テ法律ニ依リ裁判所之ヲ行フ

といふのは、一面には裁判を爲す權力は國家のみが有して、相手が借りた物を返さないからといつて、一私人が腕力をもつて取り戻したり、親の仇をつけねらつて敵討をするといふやうな、自力救済や、私刑や私人の裁判を禁ずることにあるのですが、もう一つには、司法權は國家にあり、しかも國家機關でも立法議會や行政官廳には、聽訟斷獄の權が無いといふことを明かにしてゐるのであります。

行政權からの獨立

裁判所の構成は法律を以て定め、法律に定めた資格を有する裁判官が

法律に依つて裁判を行ふのでありますから、立法權との關係に於ては、無論直接には立法機關の干與は許しません。或る意味からいへばその勢力下にあり、その支配を受けてゐるともいへます。司法權の獨立といふのは、沿革上から行政權からの獨立を意味するのであつて、直接には裁判は政府の干渉をゆるさざるは勿論、間接には裁判官の身分も凡て法律によつて保障して、司法の公正と獨立とその信用とをはからんとしたものであります。これが普通の行政官廳は官制大權によつて命令によりその構成を定められるに反して、司法裁判所の構成は裁判所構成法によつて定め、その制定變更廢止凡て議會の協賛を経なければならぬことにしてあり、陸海軍軍法會議の如き特別裁判所の如きも、軍令によらず法律を以て定めてゐるのであります。

そして裁判官の資格は法律に定められてゐるのみならず、政府の勝手に免職されたり、懲戒處分に遇つたりしたのでは、政府の大官が政治疑獄を起したりした場合など、司法の公正と信用が保てませんから、裁判官は刑法の宣告又は懲戒の處分に由るの外其の免ぜらるゝことなきを憲

憲法第五十七
條第二項
憲法第六十條

司法官と行政官

憲法第五
十八條

裁判の公開

法に定め、懲戒の條規は法律を以て之を定むべきものとしてゐるのであります。これを行政官廳と行政官吏が、官制大權と任命大權によつて、國務大臣の輔弼の責任に於て行はれてゐるのと比して、大なる相違といはなければなりません。

裁判の公開は、裁判が公明正大に行はれてゐることを民衆の前に示して、民衆が安心して裁判に信頼し、裁判の信用を保つために必要でありますから、明治の初年からこれを行つてゐたのでありますが、憲法によつてそれを更にはつきりと「裁判ノ對審判決ハ之ヲ公開ス」と定めたのであります。對審といふのは公判廷に於て裁判官の前で原告と被告とが口頭辯論をすることであつて、刑事事件で公判に付するかどうかを調べる豫審は祕密であつて公開されません。又公開といふのは公衆の傍聽を許すことでもあります。若し公開することが、「安寧秩序又ハ風俗ヲ害スル虞アルトキハ對審ノ公開ヲ停ムルコトヲ得」るのではあります。この場合でも公開を停め得るのは對審だけであつて、判決は如何なる場合でも必ず公開を要するので、昔のやうに暗から暗に葬られたり、家人にも

知らせずに處刑してしまふといふやうなことはありません。そしてその判決には必ず判決理由といふものが附きますから、本人も何の爲に罰せられたか判らないといふやうなことはなく、多くの場合は納得して刑に服するわけでありませぬ。

三審制度

それでも判決に不服な場合には、更に上級の裁判所に訴へる途が開けてゐて、裁判を飽くまで慎重にし誤審無きを期する爲めに三審制度を採つてゐるのであります。司法裁判所は區裁判所、地方裁判所、控訴院、大審院の四階級になつてゐますが、區裁判所は比較的輕微な民事刑事の事件を裁判し、地方裁判所は區裁判所の權限に屬さない事件の第一審裁判をする外、區裁判所の裁判に對する不服を裁判するのであります。又控訴院は地方裁判所の裁判に對する不服を裁判する第二審裁判所であつて、大審院は第三審として控訴院及び地方裁判所の第二審の裁判に對する法律上の不服を裁判するのであります。選舉に關する裁判と大逆罪内亂罪の裁判は特別に大審院がしますが、この場合は一審にして終審であります。大審院は最高裁判所として東京に一つですが、控訴院は七、地

裁判所構成
法第一條

方裁判所は五十一、區裁判所は全國に二百二十ありますから、昔の様に訴訟をするのに遠くまで旅しなければならぬといふやうなことはありません。

陪審制度

裁判の公明正大は對審判決の公開によつて民衆の前になされることから一歩進めて、公民の司法參加を認むる陪審制度によつて更に徹底するわけであります。陪審制度といふのは、裁判を専門の裁判官のみに任せず、國民の中から裁判に干與する者を出す制度であつて、我國では大正十二年に陪審法が發布されて昭和三年から實施されたのであります。既に明治初年の詔勅に「賞罰ハ天下ノ大典、宜シク天下ノ衆議ヲ集メ、至正公平毫釐モ誤リナキニ決スヘシ」といふ御趣旨にも合するものであります。

陪審員の資格は同一市町村に二年以上定住し國稅三圓以上を納めてゐる者で、読み書きの出来る三十歳以上の帝國臣民たる男子たることを要し、選舉資格と同様の缺格條件がきめてあります。市町村長は陪審員候補者名簿を作り所轄地方裁判所長に送つてをき、陪審事件の公判が開か

れると抽籤で十二名の陪審員を決めて、この陪審員が裁判長の諮問に應じて罪の有無を決するのでありますが、議員選舉が投票によつて選ぶのに反し、陪審員は専ら抽籤によつて選ばれるのは、陪審が刑法上の知識や人格識見でもつて官僚裁判の缺陷を補ふといふやうな意味があるのでなくて、通常人の常識、正義感を裁判上の参考にして、法律に捉はれて社會の實狀人情に離れざらんことを期した、めでありませう。尙陪審に付するのは比較的重い刑事裁判に付てのみであつて、民事裁判や區裁判所の權限に屬する刑事事件は専ら裁判官の裁判によるのです。

第三節 行政官廳

徳川幕府の時代には、各地方に大名があつて或程度までの獨立した政治を行つてゐたのでありますが、明治二年の版籍奉還及び明治四年の廢藩置縣によつて、舊大名の權力は凡て中央政府の手に收められ、明治の初めは専ら權力を中央に集めることに努め、全國を劃一的に中央政府の命令によつて統括してゆく方針をとつたのであります。それが憲法發布前

中央政府と地方自治體

後に至つて、地方自治制が布かれ、府縣は自治團體であると共に地方行政廳として中央政府の監督に服するは勿論、その指揮命令によつて地方行政を分擔することになりました。

中央官廳と地方官廳

中央官廳といふのは全國の行政を掌り、地方官廳は中央官廳の下に於て地方の行政のみを管轄するのであつて、直接に人民に對して行政行爲を爲すのは主として地方官廳の權限に屬します。選舉に關する事務の如きは地方官廳たる府縣知事北海道長官等が行ふのであります。行政各部は、外務、内務、大藏、陸軍、海軍、司法、文部、農林、商工、遞信、鐵道、拓務の十二省に分ち、國務大臣は各省に長官として、最高の行政官廳たるの職務を有し、内閣總理大臣は行政各部の統一をはかり内閣の首班たることが主たる職務であります。何れの省にも屬せしむるを適當としない統計、恩給、賞勳、軍需等の特殊事務に就ては一つの行政官廳として各省大臣と同一の地位に在ります。選舉に關することは内務大臣の掌る所であつて、補助機關としては地方局長、選舉取締に關しては警保局長がこれに當ります。選舉に關する刑罰になると司法大臣の管轄

府縣知事

になることはいふ迄ありません。

普通地方官廳は、北海道に北海道長官を置く外、三府四十三縣に府縣廳があつて府縣知事が自治團體たる府縣の機關たると同時に國の地方官廳として、内務大臣の指揮監督の下に、府縣の區域内に於ける國の行政で各省大臣の權限に留保せられず、又大藏省の稅務署、農林省の營林署、遞信省の遞信局といふやうな特別地方官廳に屬しない一切の地方行政を掌るのです。府縣知事の下には、普通の府縣では總務部長、警察部長、學務部長、經濟部長等がありますが、東京府は帝都であつて政治の中心地でありますから、特に警察事務に關しては警視總監を置き、警視總監を以て選舉取締關係に於ては府縣知事と同一の權限を有せしめます。警察事務に關しては、警視總監及び府縣知事の下に警察署を置きます。その外府縣知事の下に屬する下級地方廳としては、從來の郡長は廢されて、郡はたゞ地理上の名稱としてのみ止つてゐるのですが、例外的には島地その他交通不便の地に於て、内務大臣の指定に依り、府縣支廳を置き、支廳長は部内の町村を指揮監督します。北海道は六市の外を十四支廳に

支廳長

市町村長

劃し、支廳長を置いてゐます。これらの支廳長が開票管理その他の選舉事務を執るのです。

市町村は完全なる地方自治體であり、市町村長は市町村會によつて選舉せられるのでありますが、市町村長の事務の内には多くの國の仕事が委任されてあるのであります。衆議院議員選舉の事務の如きもそれであつて、選舉人名簿の調製から保存、投票管理に至るまで市町村長は選舉事務の第一線に立つものであります。

第四節 行政裁判所と會計検査院

行政裁判所
憲法第六
十一條
會計検査院
憲法第六
十一條

中央行政官廳の中でも、各省大臣から指揮命令を受ける事なく、その組織も勅令の官制によらず法律を以てする、内閣の外に獨立した特別中央官廳として憲法に定めてゐるのは、會計検査院と行政裁判所であります。會計検査院は國庫歳計の決算を審査する機關であります。行政裁判所は行政官廳の違法處分に由り權利を傷害されたりとする訴訟を受理し裁判する裁判所であります。

行政訴訟

すべて行政作用は法規に適合して行はるゝことを要し、法規の範囲内に於て公益に適合することを必要とするのでありますが、若し行政作用が法規に違反し、これがために人民の権利を侵害する場合には、これを救済するの途を講じなければなりません。たゞ民事訴訟の如く私法關係に争ひのある凡ての場合に提起するを得るのとは違つて、或る一定の事項に限つてゐるのは、行政權の作用は行政官廳により是正するのを本則とし、訴訟を待つてはじめて救済すべきではないからであります。又憲法がこれを司法裁判所に於て受理するの限りに在らずとしたのは、行政訴訟は民事刑事の訴訟ではないからではありませんが、これによつて司法權を以て行政權を侵さしめないといふ趣旨もありません。行政處分の性質が公益の爲めに私益を犠牲にする事多く、司法裁判所と別の機關によつて裁判する方が適當としたからであります。

第二十三講 責任内閣による政治

責任政治——大權の輔弼——國務大臣の責任——内閣——閣議——政黨内閣——政黨——超然内閣と政黨——政黨政治不信の原因——統帥權の輔弼機關——軍部と政府の連絡——帷幄上奏の權——憲法上の責任——軍部大臣武官專任制——帷幄上奏

責任政治

立憲政治が責任政治であるといふことは、政治の責任の歸する所がはつきりしてゐると共にその責任を問ふ道が開けてゐるといふことです。即ち政治の全責任を負ふ政府が存在してゐて、これに對して議會がその政治の責任を問ふことが出来ます。例へば政府不信任の決議がなされ、ば、内閣が總辭職するか、議會を解散して總選舉をし、國民の支持を得なければ内閣が更迭するといふやうなことになるのです。こういふことになつてゐるので國民代表の議會を無視して政治を行ふことが出来ず、結局は輿論に逆ふ政治が出来ないで、民意が政治に反映するといふ仕組

みなのであります。

第一節 大権輔弼の機關

立法權は帝國議會の協賛に依り、司法權は裁判所が天皇の名に於てこれを行ふが、その他の國權はすべて國務大臣が責任を以て奉行するのであります。天皇が大權を行使さるゝに當つては、事の大小となく御親裁遊ばさるゝことは事實上不可能でありますから、各種の國務を分けて各の官廳に權限を與へてこれを委任し給ひ、國務大臣が各省大臣としてその全責任を負うて大權の奉行に當るのであります。即ち凡ての政務の準備は各省大臣の下に於てなされ、比較的輕微なものは各省大臣限りて決定し、内閣總理大臣を経て上奏し、その重要なものは閣議を経て天皇の勅裁を仰ぐのでありますから、その全責任を國務大臣が負うことは當然であります。『國務大臣ハ天皇ヲ輔弼シ其ノ責ニ任ス』といふのは、『天皇ハ神聖ニシテ侵スヘカラス』といふ爲に、大權行使の行爲の責任を國務大臣が代つてこれを負ふといふ意味ではなくて、國務大臣が此の

大権の輔弼

憲法第五
十五條

如き大権輔弼をなし奉行の職務に當るが故に、自らその輔弼の行爲に付て責任を負うのであります。輔弼の責任は天皇に對して負ふのは勿論であります。政治上には國民に對しても負ひ、議會に對して責任を負うといつて誤りないのであります。

國務大臣の責任

國務各大臣は天皇を輔弼し其の責に任ずといふのが立憲政治の根幹であります。立憲政治はこれによつて責任政治たり得るのであります。

議院法第
七十五條

憲法が國務大臣以外に國務に對する責任機關を設けず、樞密院とか陸海軍部といふものに對しては、帝國議會は責任を問ふの方法をもたず、専ら國務大臣が責任の衝に當り、議員の質問に答へると共に、帝國議會の側からも、『各議院ハ國務大臣及政府委員ノ外他ノ官廳及地方議會ニ向テ照會往復スルコトヲ得ス』であつて、國民の代表者たる帝國議會が國務の責任を問ひ得るのは國務大臣に對してであると共に、帝國議會に對して國務に關する政治的責任を負ふ者は國務大臣の外に無いといふのが立憲政治であります。即ち國家に對し天皇に對して施政の責任を負うた國務大臣が、一旦その責任を果し得なかつた時には、總辭職をして民意の

内閣

有る所に従つて新しい施政の責任者に道を開き席を譲るといふのが立憲政治なのであります。

國務各大臣は各自別々に天皇を輔弼し奉るのではなく、組閣の大命を奉じ内閣を組織した内閣総理大臣の統一の下に、内治、外交、軍事、財政の凡てに互り、一つの方針を以て國務に關して天皇を輔弼し奉るのであります。内閣の制度は明治十八年太政官制度を廢して設けられたものであつて、その當時は内閣総理大臣及び外務、内務、大藏、陸軍、海軍、司法、文部、農商務、逓信の九省大臣を以て組織してゐたのであります。國務の進展に伴ひ、鐵道省が逓信省より獨立し、農商務省が農林、商工兩省に分れ、拓務省が新設されて今日に至つてゐるのであります。内閣制度の本旨とするところは、國務各大臣が個々獨立に其の主任事務に付て、天皇を輔弼するときは、或はその間に反對、衝突、矛盾があり得ますから、それでは御聖斷を仰ぎ御宸襟を惱まし奉ることにもなり、責任政治の實に背くのみならず、國務の統一を害しますので、大權を輔弼する者としては、國務に關し全體としての意見を纏めて啓沃の誠を盡

閣議

さなければならぬのであります。

その爲には内閣を組織する國務各大臣は、各省主任の日常事務に付ては主任大臣單獨責任に於て専行しますが、その重要にして國政全般に關係あるものについては、内閣の議に附することを要するのであります。この閣議が祕密會議であつて、他人の傍聽を許さざるは勿論、その議事に關しては閣員は祕密を守るべき義務を負うてゐるのは、内部の意見不一致が外間に洩れることは、内閣の統一を害するのみならず、政治の方向が歸一を缺いて實行の力を弱くするからであります。又樞密院の會議が御前會議を常則とするのに對して、内閣の會議に親臨の事がないのを原則とするのは、各大臣が忌憚無き意見を交換し、譲るべきは譲り、意見の一致を得て、内閣としては統一したる方針により、一貫したる責任を以て、政治を行はなければならぬので、御前に於て閣内の未だ一致せざる意見を闘はせ、萬一御聖斷によつて内閣の意見を決するやうなことがあつては、累を聖明に及ぼし、責任内閣の實を破ることになるからであります。

政黨内閣

第二節 責任内閣と政黨政治

併し乍ら内閣總理大臣は太政大臣とは異り、各省大臣の上にあつてこれを指揮命令し得るものではなく、國務大臣としては平等に大權を輔弼してその責任に任ずるのでありますから、内閣といふ合議體は普通の合議體のやうに多數決によつて反對意見を壓服して事を決するわけにはゆきません。反對意見が克服出来なければ内閣は分裂瓦解する外はないのです。その結果として、内閣組織の當初から同一政見を有する者が内閣を組織するのなければ、強固にして永續する政治は期待し得ないのです。それに責任を以て國政の衝に當る者としては、平常から國政に就ての抱負經綸をもつて、その政見は國民の前に明かにされてをり、一旦大命を拜して組閣したならば、一定の方針を以て直に國政を行つてゆかなければならないのですから、責任内閣の政治であり、國民輿論の政治である立憲政治に於ては、内閣は政見を同じくする同一政黨或は實行すべき具體的政策に於て合致した二個以上の政黨によつて組織されるのが通

政黨

例となるのであります。これが政黨内閣であり、政黨政治なのであります。

政見を同くする者が集つて政黨を組織し、その政黨が候補者を立て、或る政策を掲げて當選を争ひ、選舉に勝つて衆議院の多數の議席を占めます。政府の提出する豫算案もその政策を行ふために必要な法律案も、すべて議會の多數特に衆議院多數の賛成支持を受けなければ、帝國議會の協賛は有り得ないのですから、従つて豫算も成立せず法律も通過しないで、内閣はその政策を行ひ得ず、國務は進行しないこととなります。それ故に、内閣は衆議院の多數の支持を豫め期し得られるものでなくてはならず、その爲めには、衆議院の多數を制する政黨の首領によつて内閣を組織せしめるのが、一番國政を圓滑に行ふのによいといふことなるのであります。

超然内閣と政黨

憲法政治の當初に於ては、伊藤公の如きも内閣は政黨に超然たるべきものと考へてゐたのであります。政治の實際にあたり、議會政治の運用の結果は、どうしても正しい國家的政黨を作つてこれによつて政治を

行はなければならぬとして、自ら立憲政友會を創立したのであります。これに反対した政治家も、山縣公は肝膽相照といひ、桂公は情意投合と稱して、政黨と手を携へてゆかなければならず、桂公は遂に今の民政黨の前身である立憲同志會を作り、寺内伯は未公持平を稱しつゝ政友會に操られ、却つて黨弊政黨政治にまさるの嘆を發せしめたのであります。齋藤、岡田大將を首班とした内閣が、政黨出身の閣員を入れて、政黨を無視せざるのみか、議會と政黨を尊重する意思を常に明かせんとしてをすることは、世人の記憶に新たなる所であつて、議會を以て一つの要件的存在とする立憲政治に於ては、議會及び政黨と無關係に國政を行ふことは困難といつてよいのであります。

政黨も初めの内は、内閣の政權を維持し、政策を行はしめるための御用政黨たるに甘んじておますが、だん／＼發達して來ると政黨首領が内閣を組織し、領袖をして閣員に列せしめて、多數黨自らその政治の責任に當る様になります。我國現存の二政黨の初めが、共に伊藤公桂公といふ様な内閣總理大臣たりし人が野に下つて創立したもので、政權を豫想

政黨政治不信の
原因

しその傘下に集つたものであります。政黨が政權を中心として出来るのは性質上當然としても、國民の選舉による多數が基礎になつて政權が來るのでなく、政權先づありて黨員が集り、政權により或は政權に集る金力により逆に選舉を支配し多數を製造することになると、選舉が腐敗するのみならず、政治そのものが墮落するのであります。我國今日の政黨政治の不信用は全く、普選以來特に政黨が權力と金力によつて、選舉を支配し、所謂不自然の多數を製造したことが、廣く深く國民に印象したのに基因するのであります。

第三節 統帥權との關係

もう一つ我國の内閣の歴史に顯著なのは、山縣、桂、寺内、田中の陸軍大將、山本、齋藤、岡田の海軍大將といふ様に、陸海軍大將たる武官の内閣總理大臣が多いことであります。これは單に軍人に人材あり政治的材幹に富むものがあるためではなく、國務大臣中陸海軍大臣は陸海軍大中將でなければならぬといふ制度の上から、陸海軍大臣として長く臺

閣に列する経験と、陸海軍大將が内閣を組織した方が、陸海軍部との關係が圓滑にゆく關係から來てゐると思はれます。この事は陸軍の二個師團増設の問題で西園寺内閣が倒れ、海軍大臣を得られずして清浦内閣が流産したといふ様な例を擧げるまでもないであります。

軍事の知識に乏しい文官が軍の行動に關して容喙することは、軍の戰鬥力を弱くすることは古今東西の史實の明示するところでありまして、このために軍統帥權の補弼機關を一般政治補弼機關と別に置くことは、憲法以前から定つてゐた所であつて、憲法には

第十一條 天皇ハ陸海軍ヲ統帥ス

第十二條 天皇ハ陸海軍ノ編制及常備兵額ヲ定ム

と二つの條文に並べて規定してあるのであります。即ち陸海軍は天皇陛下が大元帥として御親ら統帥せられ、參謀總長、海軍々令部總長が帷幄機關として補弼の事に當り、元帥府、軍事參議官會議が顧問機關として諮詢に應ずるのでありますが、この統帥權といふのは、軍隊の指揮權を中心として、これに伴ふ軍隊内部の編制、教育、規律保持の權力であり

統帥權の補弼機關

軍部と政府の連絡

ますから、國務大臣輔弼の外にあり、直接國務上の責任とは相關せざるものであります。

併し乍ら陸海軍の編制及び常備兵額を定むることは、國の豫算にも關係し、國防計畫は宣戰、講和、軍縮條約、その他國外出兵の如き、外交財政産業交通等一般國務との關係に於て定められなければなりませんから、單に統帥機關によつて定めるわけにはゆきません。又武官の任免の如きも任命大權として國務大臣の責任に於てなされ、徵兵、徵發、戒嚴の宣告の如き、軍隊以外一般人民の權利義務に關するものは、樞密院の諮詢を経て國務大臣の輔弼によつて行はるゝのでありますから、軍部と政府との間を制度上連絡する必要があるもので、現在の制度では陸海軍大臣は陸海軍大中將を以てこれに任命することになつてゐるのです。

帷幄上奏の權

内閣官制にも

事ノ軍機軍令ニ係リ奏上スルモノハ天皇ノ旨ニ依リ之ヲ内閣ニ下付セラル、ノ件ヲ除ク外陸軍大臣海軍大臣ヨリ内閣總理大臣ニ報告スヘシ

とあつて、内閣總理大臣が行政各部を統一して、總ての國務が内閣總理

大臣を経由して奏上せらるゝ例外として、軍機軍令に係るものは、參謀總長、海軍々令部總長より、或は陸軍大臣、海軍大臣より直接に奏上されるので、これを事後に於て敕旨に依り下付されるか、陸海軍大臣より内閣總理大臣に報告するに止めるのであります。これが即ち帷幄上奏の權といはれてゐるものであります。

これら軍事上の問題が、軍隊内部の事に止つてゐる間は、いゝのであります。一旦政治的問題になつた場合、責任はどこで負うかといふことが重要であつて、これらの帷幄機關に對しては議會に於て質問も出來ないし、答辯もしませんから、國務に關する憲法上の責任として、議會に對し責任を負うものは、國務大臣の外はないのです。即ち國務大臣中に陸海軍大將を以てこれに充てる陸海軍大臣があつて、内閣と帷幄とを連絡すると共に、外部に對しては内閣が凡て責任を負うのであります。内閣としても軍機軍令に關して陸海軍大臣が常に參加してゐることは勿論、天皇の旨に依り内閣に下付されるか、陸海軍大臣が内閣總理大臣に報告することによつて常にこれを知つてゐるのでありますから、苟も國

憲法上の責任

軍部大臣武官專任制

務である以上は大權輔弼の責任を免れ得ぬことは、軍務に於ても同じであります。

たゞ、これが憲政運用に付ては、軍人政治家の勢力を大にし、惹いては文官が軍事に容喙しないと共に、軍人は政治に關與しないと云ふ兵政分離の大原則にも反することになり、常には政治に關係しない爲めに、政治上の智識經驗に乏しい軍人が、政黨總裁になつたり、ならうとする野心をもつたりして、爲めに政黨的對立を軍部の中に侵潤せしむることがあつては、軍紀上重大事であると共に、軍部大臣武官專任制が、實際上内閣の運命を決し、政黨内閣制度の確立を妨げるのはとにかく、責任内閣制度も軍部大臣の留任によつて、十分行はれないといふやうなことから、政黨に勢ひがあつた時代には、軍部大臣文官制が唱へられたのであります。これは軍事に止らず、今は外務、司法の大臣に關しても問題になることであつて、全く政治的の實力如何の問題に係るわけでありませぬ。

第二十四講 立憲政治の完成

立憲政治の君主の権力——我國の天皇政治——中間政治権力の排除——變らない元首——大臣任命の大權——元老の奉答と憲法上の責任——我國の君臣關係——臣民に對する御信任——立憲政治完成の道——日本國民の責務——獨裁政治下の人民——憲法改正の手續——國政を動かす一票の力——常時の忠君愛國

第一節 立憲政治と元首

立憲政治は、民意を代表する公選議會の參與を必要とする國民政治であり、凡ての政治上の責任を大臣が負ふ所の責任内閣政治でありますから、一見君主の権力は小になり、地位は輕くでもなつたかのやうに思ふならば、それは大間違でありまして事實は決してそうではありません。外國に於て君主專制の政治といつた時代でも、大小の事凡てが君主の意思によつて行はれるのではなくて、政治の實際は宮廷の少數寵臣とか或

立憲政治と君主の権力

我國の天皇政治

中間政治権力の排除

は權勢を専らにする一族があつて、それが横暴を極めるといふやうなことになるので、その點からいへば凡ての權臣と中間權力階級を排除した國民政治の時代に至つて、初めて君主の政治的の力といふものは認められ、民意を聞き民意を従つてする政治に於て君民同治の政治が行はれ、私心なき君主の親政が行はれるに至つたと見られるのであります。我國の天皇政治は古來民の心を心として御代知ろし召すのであつて、外國に於ける君民對抗する形式に於てなざる、權力服従の關係から成り立つ所の專制政治といふものはなかつたのであります。それでもややともすれば中間政治勢力を形造る藤原氏とか幕府とかいふものが出來て、天皇親政の御光が民草に注ぐのを妨げる雲となるので、その度にこの雲を拂つて一君萬民の王政復古を思ふ心が國民の間に湧き出で、政治的の改革、革新の勢ひが成るのであります。

立憲政治は即ち此の古來の政治的理想である一君萬民の政治を、制度の上に保障したものであつて、中間政治権力者の天皇親政を妨げるものを排除することを目的としてゐるのであります。徳川幕府を排除した如

く、明治の藩閥政治を排除し、大正の政黨政治が君と民とを隔てる中間権力となりさうな勢ひを示せばこれを排撃します。金權萬能政治でも、武力獨裁政治でも、同じことでありませぬ。

ヨーロッパ諸國の歴史では、君主政治は必然的に専制政治であつて、民意による政治は君主國の下に於ては期待されないといふので、國民の政治的自覺は、彼等を勢ひ革命にまで走らせたのでありますが、君主を廢した共和國に於てもやはり君主に代るべきものを必要として、政治の責任を負ふ内閣の外に、直接施政の責を負はない大統領を置いたのであります。それは單なる飾物ではなくて、國家の統治は必然的にさういふものを要求するのです。

君主なり大統領なりが、實際政治に直接關係して、主動的に行動しないからといつて、直に虚位を擁するものゝやうに考へるのは誤りであります。政治的の責任を負ふて變る所の政府の外に、直接責任の衝に當らない變らない元首が、恒久的存在の國家としては無くてならぬのです。對立するもの、分裂するもの、進化するものに對して、調和するもの、

直接施政の責を負はぬ大統領

變らない元首

綜合するもの、不變なるものが、國家生活には必要なのであります。フランスのコンスタンは『立憲政治の本旨は三權の分離に存せずしてその調和にある。三權を互に相排斥せしむる代りに三權を互に協力せしめるのであつて、この目的を達する爲には、一の中立の權を行ふ機關を作らねばならぬ。それが君主である』といつたのでありますが、この三權の間に中立の地位を占めて、三權の衝突を防ぎ、一つの權が他の權を害したときに、これを復舊する作用をなす權力が、即ち君主權であるといふのであります。立法權と行政權の衝突、下院の不信任決議權と政府の解散權との間の最後の決定權をもつものは、共和國にあつては人民であるとしまでも、人民一般投票の如き制度を以て、常時的の裁定機能とするわけにはゆきませんから、この人民の意思を最終的に代表するものとしての元首を必要とするのであります。そして下院の不信任決議に對して内閣の總辭職を認めて、反對黨をして内閣を組織せしめるか、政府の解散を認めて更めて民意を問はしめるかの決は、元首の裁斷によるのであります。

大臣任命の大権

第二節 大臣任命の大権

我が國でいへば、天皇の大臣任命の大権が最後の決定権をもつのでありまして、現在の議會の多數が果して國民多數の意思を反映してゐるかどうか、何人をして國民多數の意思を代表してゐる議會と協力し得る内閣を組織せしむるかは、一つに天皇御親裁によるのであります。天皇は國務大臣の輔弼によつて政治を行はせらるゝのであります。何人をして大権を輔弼せしむるかは、一層根本的な大権といはなければなりません。

帝國憲法には別段の定めはありませんが、我が國近年の政治的習律としては、内閣總辭職すれば、天皇は元老に御下問を賜ひ、その奉答によつて後繼内閣の内閣總理大臣たるべきものを召して、組閣の大命を下し給ひ、その奉呈する閣員名簿のまゝに國務大臣を任命し給ふのであります。元老が奉答するに際して、總理大臣の經歷ある人々を招いて相談することも、時の多數政黨の總裁を奏薦するか、聯立内閣を組織し得べき

元老の奉答と憲法上の責任

二つ以上の政黨首領を奏薦するか、それとも政黨には關係のない政治家を奏薦するかといふやうなことも、時の政治的情勢によるのであります。別段憲法に定められてをる所はありません。

然らば憲法上の責任はどういふことになるかといひますと、元老はこの御下問奉答に對する憲法上の責任を負うものではなく、又副書した内大臣或は侍立した留任大臣が負うものでもないのであります。大臣任命大権の補弼即ち組閣の責任は、後繼内閣組織者その人が負うものと解せられてをります。何となれば大命を拜辭せずして組閣の任に當つたことの責任を回避したならば、大臣責任制度は最も重要な時に於て、その效能を失ふのであつて、議會はこの問題について責任を問ふ標的がなくなるからであります。元老や内大臣は内部にあつて天皇を補翼し奉るのであつて、外部に對して責任を負うものではないからであります。

政治の全責任をもつ大臣を任免する權力が君主にあることは、黨派の勢力のみを考へ勝ちな政黨内閣を、公平無私の立場に立ち、私利を謀るの必要なき地位から牽制し監督し、君主の威嚴と經驗を尊重せしめ、内

閣更迭により煩はされない國家の永續性を表徴することになるのであるといふことが、外國の立憲君主政治の特長としていはれてをります。

第三節 我國の君臣關係

我國の君臣關係

殊に我國に於きましては、天皇は古より民の心を以て心とし給ひ、義は君臣なれども情は父子と、畏れ多くも仰せられました通り、一國を一家の如く思召されて、御代知ろし召してをはしますのでありますから、國家は權力を以てするよりは、道德を以て治まるのであつて、この公平無私にして、國家の光榮と臣民の幸寧をのみ御心にかけてさせ給ふ天皇と、その下にあることを自覺し歡喜する臣民の安心と信賴とが、國家を強固にする基礎となつてゐるのであります。

臣民に對する御信任

しかしてそれは臣民の側からの、天皇に對し奉る御信賴のみならず、天皇の臣民に對し給ふ御信任によつて結ばれてゐることは、憲法發布勅語を拜讀すれば明瞭にわかるのであります。

惟フニ我カ祖我カ宗ハ我カ臣民祖先ノ協力輔翼ニ倚リ我カ帝國ヲ肇造シ以テ無

窮ニ垂レタリ此レ我カ神聖ナル祖宗ノ威徳ト竝ニ臣民ノ忠實勇武ニシテ國ヲ愛シ公ニ殉ヒ以テ此ノ光輝アル國史ノ成跡ヲ胎シタルナリ朕我カ臣民ハ即チ祖宗ノ忠良ナル臣民ノ子孫ナルヲ回想シ其ノ朕カ意ヲ奉體シ朕カ事ヲ獎勵シ相與ニ和衷協同シ益々我カ帝國ノ光榮ヲ中外ニ宣揚シ祖宗ノ遺業ヲ永久ニ鞏固ナラシムルノ希望ヲ同クシ此ノ負擔ヲ分ツニ堪フルコトヲ疑ハサルナリ

その上に、更に憲法前文に於ても

朕カ親愛スル所ノ臣民ハ即チ朕カ祖宗ノ惠撫慈養シタマヒシ所ノ臣民ナルコトヲ念ヒ其ノ康福ヲ増進シ其ノ懿徳良能ヲ發達セシムコトヲ願ヒ又其ノ翼贊ニ依リ與ニ俱ニ國家ノ進運ヲ扶持セムコトヲ望ミ

と仰せられて、全幅の御信任を帝國臣民に對して寄せられ給うたのであります。

立憲政治完成の道は、眞に全國民の懿徳良能を發達せしむるにあります。國民が常に積極的に能動的に、國家の進運に貢獻するためには、常に國家を念とする機會を國民に與へなければなりません。國家を負擔するの意氣と自覺とを與へなければなりません。國家を念とすることが、

立憲政治完成の道

私を去る所以であります。こゝに公議輿論が産れ育つのであります。言論の自由もその基礎の上に立てられなければなりません。専制政治の下にある人民の様に、たゞ權力に服従してゐるのではなくて、各自の徳性と能力を盡して、國家の事に従ふのであります。これがやがて臣民の幸寧康福を増進することにもなり、其の懿徳良能を發達せしむる途でもあるのであります。而してそれは『官武一途庶民ニ至ル迄各其志ヲ遂ケ人心ヲシテ倦マサラシメムコトヲ要ス』といふ五箇條の御誓文の大御心にも協ひ、憲法前文の『與ニ俱ニ國家ノ進運ヲ扶持セムコト』にもなるのであります。

日本國民の責務

聖意を奉體して相與に和衷協同するのは全國民であり、天皇が負擔を分つに堪ふことを疑はざるなりと信頼し給ふたのは、一二の權臣や二三の政治家ではなくして、全國民に對してあることを拜するときに、我が帝國の光榮を中外に宣揚し、國家の進運を扶持するのは、實に全日本國民の責務であることを深く感ぜざるを得ないのであります。

獨裁政治下の人民

政界の腐敗、政黨の墮落に愛憎をつかした人々が、超然内閣官僚政治

を戀しがつたり、又は海外の獨裁政治に思ひを馳せて、政黨政治、議會政治の世界的不信用を強調し、議會否認的言辭を弄するものが多いのは思はざるも甚しきものであつて、その人々も勞農ロシアの黨國主義獨裁政治には極力反對しながら、イタリーのムソリニ首相や、ドイツのヒトラー總統の獨裁政治には、贊嘆の色を示し謳歌の聲を發するのであります。併し乍らムソリニ首相やヒトラー總統はえらいとしても、その獨裁者達の下にあつて、自由を失つた國民、或はあてがはれた自由に満足し乳を求むる仔犬の如くこぼれた幸福と平安を媚び求むる國民にとつてはそれは餘り名譽とは思はれません。殊に共產黨員やファシストやナチス以外の國民の心的物的の生活を思ふとき、それは多數黨横暴の極端なものではないかと考へざるを得ないのであります。

立憲政治は公選議會を中心として運用される政治であります。公選議會の存在は、帝國憲法の一つの要件であります。國憲を重んじ、國法に違ふ帝國臣民としては、左傾的思想による議會否認と均しく、右傾的思想から來る議會否定をも排斥すべきであります。議會が腐敗し政黨が

憲法改正の手續

墮落してゐるならば、それを他人の事の如く冷淡に抛棄すべきではなくて、これが改善の責務が國民全體にあることを考へねばなりません。又どうしても議會が改善されずそのものゝ存否が問題になるならば、それは専ら憲法改正によらなければならぬことを知らなければなりません。憲法前文及び憲法第七十三條には、

將來若此ノ憲法ノ或ル條章ヲ改定スルノ必要ナル時宜ヲ見ルニ至ラハ朕及朕カ
繼統ノ子孫ハ發議ノ權ヲ執リ之ヲ議會ニ付シ議會ハ此ノ憲法ニ定メタル要件ニ
依リ之ヲ議決スルノ外朕カ子孫及臣民ハ敢テ之カ紛更ヲ試ミルコトヲ爲サルヘ
シ

憲法第七十三條 將來此ノ憲法ノ條項ヲ改正スルノ必要アルトキハ勅命ヲ以テ
議案ヲ帝國議會ノ議ニ付スヘシ

此ノ場合ニ於テ兩議院ハ各々其ノ總員三分ノ二以上出席スルニ非サレハ議事ヲ
開クコトヲ得ス出席議員三分ノ二以上ノ多數ヲ得ルニ非サレハ改正ノ議決ヲ爲
スコトヲ得ス

と定めてあります。即ち議會には發案權なきのみならず、憲法改正に付

議員法第
六十七條
請願令第
十一條

國政を動かす一
票の力

ては、人民からの請願を受ける事も出来ませんし、請願令によつても、皇室典範及帝國憲法の變更に關する事項は請願をなすことを得ないのであります。これによつても、憲法政治の停止とか、帝國議會の否認といふやうな言葉が、容易に口にだにすべからざることであることは明かであります。

第四節 常時の忠君愛國

立憲政治は多數政治であるといふのは、單に多數政黨の政治であるのではなく、多數政黨も結局は多數の選舉人の投票を基礎として存在してゐるのであります。專制政治や獨裁政治に於ては、人民はたゞ服従だけしてゐるのが能てありますが、立憲政治に於ては、選舉權を有する人民が、國の政治を動かす力をもつてゐるのであります。その一票一票が集れば、議會を作ること出来すし、内閣を動かすことも出来るのであります。結局は選舉人の投票によつて定るのであります。立法議會の議員が選舉によつて直接定まり、政黨内閣でなくとも、この議會と協力し

て政治を行はなければならぬ内閣が、施政の責任を負はなければならぬのですから、正しく強い議會が出来れば、正しく強い内閣によつて正しく強い政治が行はれ、腐敗墮落した議會を作れば、それと事を共にする内閣は、正義を失つた弱い政治を行はねばならぬことになります。

凡ては選舉の一票を握つてゐる公民が決するのであります。それ故に立憲國に於ては、政治の良否は國民の責任なのであります。國を興すのも亡ぼすのも、全國民の責任にあるといふことを、制度の上に打建てたのが立憲政治であります。一二の英雄豪傑によつて興隆する國は、その英傑の運命と共に興廢します。立憲國家は全國民の心と力の上に立つ國家でありますから、その國家の進運は、臣民の懿徳良能を發達せしむることによつてのみ達成せられるのであります。立憲國民の光榮と責任とは、實に此の點にかゝつてゐるのであります。

この光榮に應へ、この責任を完うするのは、修身齊家治國平天下、結局は選舉を正しくして、政治の源を淨めるにあります。教育勅語の教へ賜ふ所に従へば

常時の忠君愛國

智能ヲ啓發シ徳器ヲ成就シ進テ公益ヲ廣メ世務ヲ開キ常ニ國憲ヲ重シ國法ニ遵ヒ一旦緩急アレハ義勇公ニ奉シ以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ

一旦緩急あれば義勇公に奉ずるのが、非常時の忠君愛國であり、國憲を重んじ國法に遵ふのが常時の忠君愛國であります。國體の尊貴と非常時の忠君愛國に就ては、我々が小學校の教育によりよく教へられてをりますが、立憲政治と、國憲、國法に就ての教育が、十分でなかつたことが、選舉を腐敗せしめ、議會政治を正しくないものにしたのではないかと思はれます。忠君愛國を、自分勝手の解釋でしたのではいけません。

古今ニ通シテ謬ラス、中外ニ施シテ悖ラス

と仰せられた如き、皇國の大道に依るのは、常に國憲を重んじ、國法に遵ふ外にないのであります。これが本讀本に於て選舉法規の條々を説くと共に、憲法法典の大様を明かにした所以であるのであります。

昭和十一年一月十三日印刷
昭和十一年一月十七日發行



著者

關口泰

發行者

東京市京橋區京橋三ノ四
鈴木利貞

發行所

株式會社
日本評論社

電話京橋(56)
六六六六
九九九九
六四三二一

印刷所

東京市神田區三崎町二丁目一番地
株式會社 明章印刷所
印刷者 鈴木尠武

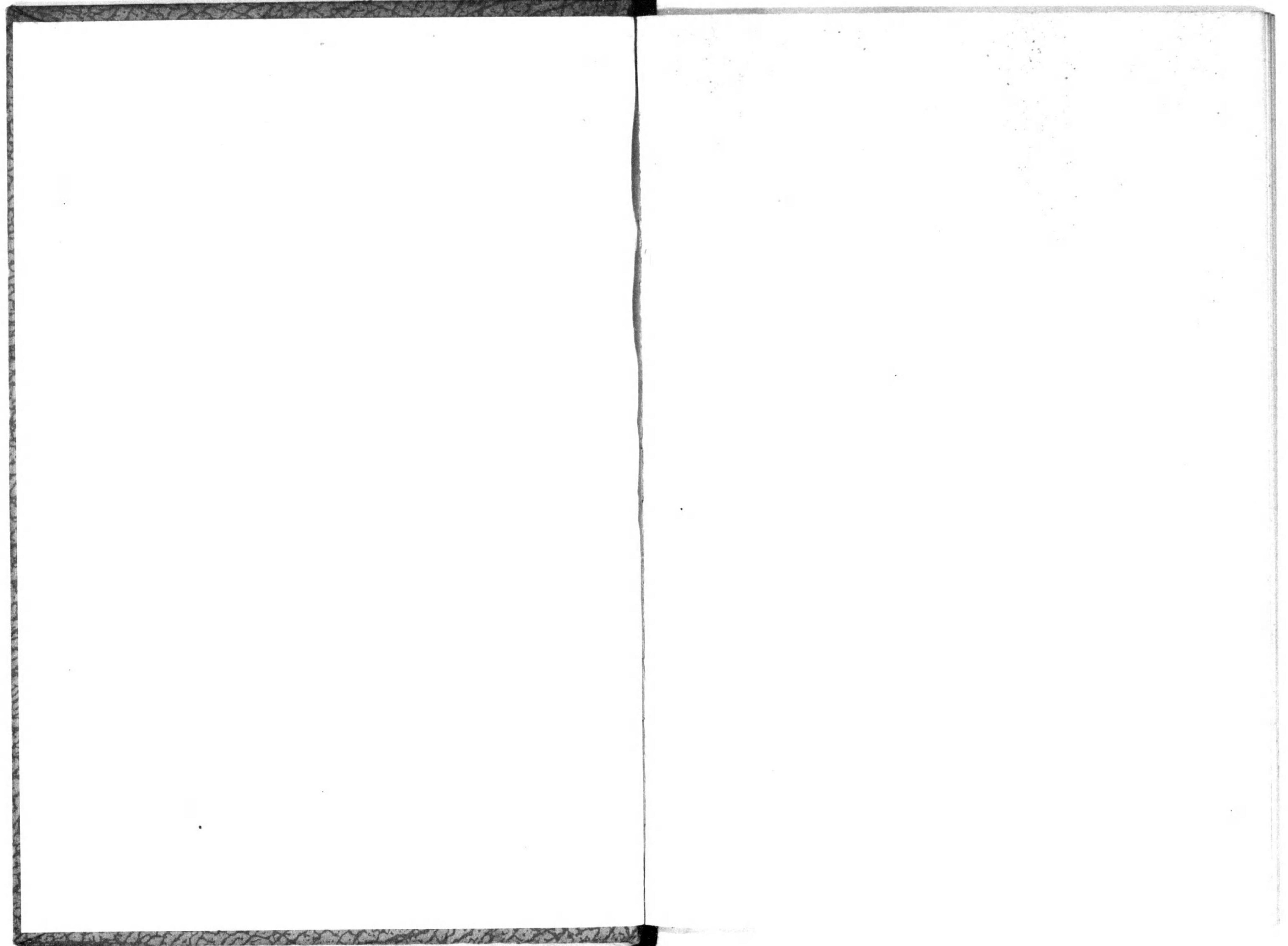
選舉讀本 奧付

定價 壹圓五拾錢

讀 本 シ リ ズ

武藤 山治著	下村 宏著	佐佐木 信綱著	友松 圓諦著	土方 成美著	渡邊 萬次郎著	松井 茂著	山崎 覺次郎著	土田 杏村著	小川 太一郎著	平田 晋策著	平田 晋策著	高山 藤次郎著
實業讀本	財政讀本	萬葉讀本	宗教讀本	國民經濟讀本	金銀讀本	警察讀本	貨幣讀本	思想讀本	航空讀本	海軍讀本	陸軍讀本	銀行讀本
絶版	絶版	送價 一・五〇 一四〇	送價 一・二〇 一四〇	送價 一・二〇 一四〇	送價 一・五〇 一四〇	送價 一・〇〇 一四〇	送價 一・二〇 一四〇	送價 一・〇〇 一四〇	送價 一・五〇 一四〇	送價 一・〇〇 一四〇	送價 一・〇〇 一四〇	送價 一・二〇 一四〇
太田 正孝著	尾崎 行雄著	高濱 虚子著	小山 松吉著	木下 正中著	入澤 達吉著	尾崎 行雄著	永井 享著	太田 正孝著	穂積 重遠著	上杉 慎吉著	山田 耕筰著	橋爪 明男著
婦人經濟讀本	婦人讀本	俳句讀本	日本精神讀本	産科婦人科讀本	内科讀本	政治讀本	社會讀本	經濟讀本	民法讀本	憲法讀本	音樂讀本	銀行讀本
絶版	絶版	送價 一・五〇 一四〇	送價 一・五〇 一四〇	送價 一・二〇 一四〇	送價 一・五〇 一四〇	送價 一・〇〇 一四〇	送價 一・〇〇 一四〇	送價 一・〇〇 一四〇	送價 一・〇〇 一四〇	送價 一・〇〇 一四〇	送價 一・五〇 一四〇	送價 一・八〇 一四〇

六一京東替振 行發社論評本日 四ノ三・橋京・京東



終

